

工事、作業、行事許可申請の手引き

令和 4 年 4 月
境海上保安部

目次

第1章 適用法令

- 第1節 港則法の概要 1
- 第2節 海域と適用法令 1

第2章 申請手続

- 第1節 工事、作業許可申請 2～3
 - 1 根拠
 - 2 適用される港
 - 3 解釈及び運用
- 第2節 工事、作業許可申請要領 4～11
 - 1 許可申請者
 - 2 許可申請書のあて名、提出先等
 - 3 許可申請書の提出時期等
 - 4 許可申請書の様式、提出部数
 - 5 許可申請書の記載項目及び内容
 - 6 その他留意事項
 - 7 工事、作業の変更に伴う「変更許可申請書」の記載内容
- 第3節 行事許可申請 11
 - 1 根拠
 - 2 適用される港（鳥取県内）
 - 3 行事の範囲
- 第4節 行事許可申請要領 11～13
 - 1 許可申請者
 - 2～5 （略）
 - 6 許可申請書の記載項目及び内容

第3章 留意事項

- 第1節 罰則 13
- 第2節 許可内容に変更があった場合の手続き 13～14
- 第3節 海洋施設設置届 14
- 第4節 磁気探査 14
- 第5節 水底土砂等の溶出試験（計量証明） 14～15
- 第6節 水路測量 15

| | |
|-----------------|-------|
| 第7節 無人航空機（ドローン） | 15～16 |
| 第8節 警戒船 | 16～21 |

添付物

- 別添1 港則法適用港港域概略図「境海上保安部管内（鳥取県及び島根県（出雲市以東及び隠岐諸島に限る。）」
- 別添2 工事、作業許可申請（記載例）
- 別添3 行事許可申請（記載例）
- 別添4 警戒船管理運用要領（記載例）
- 別添5 使用船舶及び操縦者（有資格者）一覧表（記載例）
- 別添6 海洋施設設置届（様式）
- 別添7 水底土砂に係る判定基準
- 別添8 水路業務法（様式）

本手続きに関する問い合わせ

境海上保安部交通課航行安全係

〒684-0034

鳥取県境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎3F

TEL・FAX 0859-42-2534

第1章 適用法令

第1節 港則法の概要

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」の3つがあります。

海上で行われる工事、作業、行事といった行為は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通の流れを乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「港則法」により許可、届出等が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備、関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

許可申請、届出に際しては、これらの事項に留意してください。

第2節 海域と適用法令

港内において工事、作業、行事を行う場合には、「適用港」と「特定港」の違いにより、申請先等が次のとおり定められています。

「適用港」とは・・・港則法が適用される港を「適用港」といいます。港則法を適用する港及び区域は、政令で定めされています。

「特定港」とは・・・適用港のうち、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、政令で定められた港です。

なお、境海上保安部管内の各港の区域（港域）は、別添1「港則法適用港港域略図）」のとおりです。

| 海域 | 適用法令と条文 | 申請様式 | | 申請先 |
|---------------|-----------------------|-------|-------|--------|
| | | 工事・作業 | 行事 | |
| 特定港又は特定港の境界附近 | 港則法第31条第1項 | 許可申請 | ----- | 港長 |
| 特定港 | 港則法第32条 | ----- | 許可申請 | 港長 |
| 適用港又は適用港の境界附近 | 港則法第31条第1項 港則法第45条 | 許可申請 | ----- | 海上保安部長 |

第2章 申請手続

第1節 工事、作業許可申請

1 根拠

港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業を使用とする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条（妙）

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する。

2 適用される港

境海上保安部管内（鳥取県及び島根県（出雲市以東及び隠岐諸島に限る。））では次の港に適用されます。

特定港……………境港

適用港（特定港を除く）……………米子港、赤碕港、鳥取港、網代港、
田後港、恵曇港、加賀港、七類港、
松江港、安来港、西郷港、浦郷港
大社港、美保関港

3 解釈及び運用

- ① 「工事」と「作業」については、特に明確な区別はありませんが、工事とは、行為の行われた場所において、将来に施設その他の痕跡を残すものをいい、作業は、痕跡を残さないものをいいます。
- ② 港則法第31条中「港の境界附近」とは、工事又は作業の行為が当該港における船舶の出入又は在港船舶に影響を及ぼしうる範囲をいいます。
- ③ 定置網、のりひび、かき棚、魚礁等に関する工作物を設置する場合も、港則法31条の工事又は作業に該当します。
- ④ 潜水して作業を行う場合は、器具を用いるか否かにかかわらず、港則法第31条にいう作業に該当します。
- ⑤ 港則法第24条第3項（廃物、散乱物の除去命令）又は第26条（漂

流物等除去命令)の規定により命ぜられた作業の実施については、許可を受けることを要しません。

- ⑥ 栈橋、岸壁及び橋梁で工事、作業を実施するにあたり、船舶を使用する場合や、作業資機材の海上転落防止措置のために海上部分や橋の下に足場を設置するなどして、船舶交通に影響を及ぼす恐れがある場合は、港則法第 31 条にいう工事、作業に該当します。
- ⑦ 採水、採泥、潮流観測等の作業にあたり、調査場所で一旦停止した状態で観測する様な場合や探査器具を曳航しながら実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶が避航する必要があるなど船舶交通に影響を及ぼすことから、港則法第 31 条にいう作業に該当します。
- ⑧ 浚渫、杭打ち等の海底に衝撃を与え、又は海底を攪拌するような工事、作業において、その実施海域に戦時中の爆弾、砲弾等の爆発物が残存していると予測される場合は、磁気探査の必要があるので許可申請申請に先立ち境海上保安部へご相談ください。
- ⑨ 浚渫については、砂利採取法、漁業調整規則等の許可等が必要ですので、当該法令等を所管する機関へお問い合わせください。
- ⑩ 水面上に電線路を架設する場合は、工事の規模により、当該水面を管轄する管区海上保安本部長の意見書が必要となる場合があるので十分余裕を持って境海上保安部へご相談ください。
- ⑪ 特定港内でのえい航は、港則法施行規則第 9 条第 1 項「えい航の制限」により「引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは 200 メートルを超えてはならない。」と規定されていますが、同規則第 21 条第 2 項「適用除外」により「あらかじめ港長の許可を受けた場合については適用しない。」とされており、これによりえい航長が 200 メートルを超える作業を行おうとする場合は港則法第 31 条による作業許可申請を行ってください。

第2節 工事、作業許可申請要領

1 許可申請者

工事、作業許可申請者は、工事、作業を実際に施工する責任者、言い換えれば、許可に付された措置命令を確実に履行できる地位と責任を負う者でなければなりません。

工事、作業の請負人に施工上の責任がすべて委ねられている場合は、その請負人が許可申請者になります。

例1) 浚渫完了後の岸壁前面を検測する作業は、許可申請者は埠頭管理者ではなく測量作業を施工する会社の責任者が申請者となります。

例2) 法線やぐら、オイルフェンスの係留施設等設置完了後の維持管理が必要である工作物等の設置工事、作業の申請者は、建設主（発注者）又は元請業者となります。

2 許可申請書のあて名、提出先等

(1) 特定港にかかる申請書は当該港を管轄する港長、特定港以外の港については、当該港を管轄する海上保安部署長へ提出してください。なお、境海上保安部管内「境海上保安部管内（鳥取県及び島根県（出雲市以東及び隠岐諸島に限る。））」の提出先は次のとおりです。

| 提出先 | 申請書記載のあて名 | 申請が適用される港の区域 |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 境海上保安部 | 境港長 | 境港（特定港） |
| | 境海上保安部長 | 米子港、赤碕港、安来港、松江港、美保関港、七類港、加賀港、恵曇港、大社港 |
| 隠岐海上保安署 | 境海上保安部長 | 西郷港、浦郷港 |
| 鳥取海上保安署 | 境海上保安部長 | 鳥取港、網代港、田後港 |

(2) 事務取扱窓口

| |
|---|
| 境海上保安部交通課 |
| 〒684-0034 鳥取県境港市昭和町 9-1 境港湾合同庁舎 3F TEL・FAX 0859-42-2534 |
| 隠岐海上保安署 |
| 〒685-0012 島根県隠岐郡隠岐の島町東町字屋の下 99-2 TEL 08512-2-4999 |
| 鳥取海上保安署 |
| 〒680-0906 鳥取県鳥取市港町 7 TEL0857-32-0118 |

(3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日（月曜日から金曜日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとしておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）に受付を希望される方は、各取扱い窓口に電話連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

また、電子メールでの申請を希望される方は、あらかじめ事務取扱窓口に連絡のうえ、担当者の指示するところにより手続きをお願いいたします。

なお、電子メールに添付する電子データについては、PDF ファイルにより提出してください。

3 許可申請書の提出時期等

- (1) 工事、作業の内容、実施場所等によっては、航行警報、水路通報、海の安全情報等により前広に周知する必要があるため、やむを得ない場合を除き、原則として工事、作業に着手する一ヵ月前までに申請してください。

ただし、海難船舶の救助等緊急を要する工事、作業についてはこの限りではありません。

例えば、港内で船舶の衝突沈没事故があり、船舶交通に支障をきたすような状態が生じたときは、衝突船の船長は、遅滞なく標識の設置その他危険予防のために必要な措置をしたのちに港長等に報告しなければならないことになっており（港則法第 24 条）、許可を受

ける前に作業が必要となることもあります。

その一方で、船舶交通の制限が必要となる特殊な工事、又は大規模な工事を行う場合は、許可申請の手続き前に十分な事前協議が必要です。

- (2) 工事、作業の許可を受けた後、許可申請内容と異なる状況が生じた場合には、速やかに事務取扱窓口の担当者に連絡し、本節6を参考に「工事又は作業変更許可申請書」を作成し、提出してください。

なお、工期の延長手続きは、許可を受けた期間内に必ず行ってください。

4 許可申請書の様式、提出部数

申請書の様式は、別添2「工事、作業許可申請書（様式及び記載例）」のとおりです。本節5(1)から(9)を参考にA4縦版で作成し1部提出してください。なお、副本に許可印等を押印した書類一式を希望される場合は、1部追加して提出してください。

5 許可申請書の記載項目及び内容

(1) 種類

発注者等がつけた工事、作業名「例えば「●●港災害等●号工事」」などをそのまま引用することがないように注意し、許可を受けようとする工事、作業内容が明確にわかるよう、例えば「●●港防波堤延長築造工事、●●港●●岸壁修理復旧工事、●●港●●岸壁築造埋立工事」など、簡単明瞭に明記することが必要です。

(2) 目的

工事、作業の施工目的を具体的に記載します。

(3) 期間及び時間

次の例により、時間まで明確に記載します。

自 令和●●年●●月●●日（工事、作業着手まで十分な余裕がない場合は「許可日」）

至 令和●●年●●月●●日（「●●時●●分～●●時●●分」又は「日出から日没」）

また、法面やぐら、のり網及びこれらの存在を明確にするための標識等の設置については、次の例により、設置期間も明確に記載します。

イ 設置作業期間及び時間

自 令和●●年●●月●●日 ●●●●時から
至 令和●●年●●月●●日 ●●●●時まで

ロ 設置期間

令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日まで
なお、シーバース等の工作物設置など設置期間が長期にわたる場合は、次の例により記載します。

イ 設置作業期間

自 令和●●年●●月●●日
至 令和●●年●●月●●日 日出から日没まで

ロ 設置期間

令和●●年●●月●●日から当分の間
なお、この場合の撤去作業については、別途許可申請の手続きが必要です。

(4) 区域又は場所

① 工事、作業を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は、緯度・経度で記載します。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に表示されている灯台、信号所、煙突塔などの固定物（灯浮標等の振れ回るようなものを除く。）をいい、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発刊）に記載されているものを用いてください。

② 岸壁上又は海域を占有しない岸壁付近での作業の場合には、海図に表示している岸壁名に所在地を付して記載します。

③ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付します。

(例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

緯度経度（海上）

北緯●●度●●分●●秒

東経●●●度●●分●●秒

(例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点 ●●灯台から●●度●●メートルの点

B点 A点から●●度●●メートルの点

C点 B点から●●度●●メートルの点

D点 C点から●●度●●メートルの点

(例3) 場所が岸壁上又は岸壁付近である場合の記載方法
境港竹内南●号岸壁 (岸壁上又は付近)

(5) 方法

- ① 工事、作業方法が、船舶交通に支障を与えると思われるもの、即ち作業船等が自船の幅、長さ、深さを超える物件（アンカー、クレーン旋回範囲等）を用いて行う作業については、これらの作業内容等について詳細な説明が必要です。

例えば、残存機雷等の磁気探査作業については、探査コイルのセット方法、曳航方法、観測船と曳航船との関係、これらの作業区域内での探査方法等については詳細な説明が必要です。

- ② 作業によっては、一般船舶の方が一時的に障害となる場合が考えられます。例えば、測量作業に際して測量船の走査方法によっては、錨泊船が障害となることもあるので測量方法などがはっきりし、測量時刻が限定されれば、一時的に当該海域に錨泊しないよう一般船舶（代理店等）に協力を依頼してください。
- ③ 海上工作物の設置方法、浚渫船や杭打船のワイヤーの張り方、磁気探査作業方法等は、作業図を添付することで分かりやすくなります。
- ④ 火薬を使用する工事、作業については、火薬の使用を明記するとともに爆破による影響範囲も図面等により具体的に記載してください。これは、爆風や破片による航行船舶への影響を検討するためのもので、後述の警戒船要領等に大いに影響します。

(6) 危険予防措置

- イ 作業着手前の水域利用者等への作業内容の周知（リーフレットの配布等）及び入出港船舶の調整
- ロ 火薬及び火気使用に伴う安全対策
- ハ 作業中の他の通航船舶に対する安全措置（アンカーロープ等の取扱い、作業の一時中止又は退避）
- ニ 警戒船又は監視船の配備及び専従見張員の配置
- ホ 磁気探査（工事、作業の安全確保のための事前調査）

- へ 工事、作業資機材の流失防止対策
- ト 工事、作業区域を明示する標識の設置及びその保守管理体制
- チ 工事、作業資機材への管理者名の表示
- リ 危険物取扱所付近作業時のガス検知及び取扱所の調整（時間帯等）
- ヌ 気象・海象条件（風速、視界、波浪）に伴う工事、作業の中止基準
- ル 荒天時における作業船等の避難場所の設定及び夜間の安全対策
- ヲ 大型作業船使用時の航路航行時等の安全対策

(7) 緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態発生時の関係先への連絡系統を記載します。

(8) 連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等（昼間、夜間用）を記載します。

(9) 添付資料

前項までの記載事項を補足するために、必要に応じて、次の書類等を添付してください。

- ・ 工事位置図、作業区域図、作業状況図
- ・ 標識位置図、標識管理要領、標識の仕様、土砂投入要領
- ・ 緊急連絡系統図
- ・ 使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）
- ・ 使用警戒船一覧表
- ・ 施工体制図等の協力業者一覧
- ・ 契約書又は発注証書の写し等

6 その他留意事項

発注された工事、作業許可対象になりうる海上工事、作業に関する内容に絞って整理のうえ申請書に記載するように心掛けてください。

なお、工事、作業の流れの上から許可対象外（港域外での作業等）の事項について記載又は添付する必要がある場合は、許可の対象外となる部分に「(参考)」と記すなどして許可対象事項と対象外事項を明確にしてください。

7 工事、作業の変更に伴う「変更許可申請書」の記載内容

(1) 種類、目的

前記5(1)、(2)と同様

(2) 許可年月日、許可番号

令和●●年●●月●●日 境港長（境海上保安部長）許可●●号

(3) 変更内容

① 工事、作業の遅れ等により工期を延長したい場合

変更内容：工期変更

（変更前）

自) 令和●●年●●月●●日（日出から日没まで）

至) 令和●●年●●月●●日（日出から日没まで）

（変更後）

自) 令和●●年●●月●●日（日出から日没まで）

至) 令和●●年●●月●●日（日出から日没まで）

（注）：（変更後）の自)の年月日については、最初の許可申請の許可日を記載してください。

② 工事、作業の方法、工事、作業の内容又は使用船舶等に変更があった場合

変更内容：●●●●の変更（別添のとおり）

別添に具体的な変更内容が記載されたもの及び図面等を添付してください。

③ 前記②の変更に伴い①を変更する場合

変更内容：●●●●の変更及び工期の変更

イ ●●●●の変更

②の記載内容に同じ

ロ 工期変更

①の記載内容に同じ

(4) 変更内容

変更するに至った理由を簡単明瞭に記載します。

(5) その他

変更に伴う新たな事故防止措置、その他参考事項等を記載しま

す。

(注)：工事、作業内容変更許可申請は、前許可期間内に十分な余裕をもって行ってください。

第3節 行事許可申請

1 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 適用される港（鳥取県内）

特定港・・・境港

3 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、婚礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遊泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。なお、船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態と異なった形で行動することがない限り、他の船舶交通に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

第4節 行事許可申請要領

1 許可申請者

許可申請者は「行事をしようとする者」で当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

2 許可申請書のあて名、提出先等

3 許可申請書の様式、提出部数（別添3参照）

4 許可申請書の提出時期

5 許可申請の方法

「工事、作業」の場合と同じです。

6 許可申請書の記載項目及び内容

行事許可申請は、境港（特定港）で実施する場合のみ必要となりますので、申請書の作成にあつては、行事許可申請と題記し、次の項目を記載のうえ提出してください。

(1) 種類及び目的

行事の種類、目的等を具体的に記載します。

(2) 期間及び時間

行事の始期、終期の年月日及び時間を明確に記載し、予備日を設定する場合は、その内容を明記して申請期間に含めません。

(3) 区域又は場所

一定の海域を占有して実施する場合は、その区域を記載し、区域を設定せず船隊を組んで航走する場合はその航走経路を記載します。

(4) 方法

① 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載します。（計画書又は実施要領等を作成した場合はこれを添付します。）

② 参加人員、参加船艇（船名、項目等）を明確にします。

③ 次のような場合は、図面を作成します。

イ 行事の方法が船舶交通に支障をきたすと思われるもの。

ロ パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路

ハ 端艇競争を実施する場合のコース設定

ニ 水上花火大会における危険範囲

(5) 危険予防の処置

① 標識の設置

行事实施海域に設定する標識及び参加船艇と通航船舶とを区別する識別旗等について記載します。

② 安全対策

行事の種類、規模等に応じ、次の点に留意して記載します。

- イ 船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等
- ロ 行事参加者の危険予防措置及び連絡体制
- ハ 事故発生時の対策及び連絡体制
- ニ 海域利用者への周知状況
- ホ 中止基準（風速、波高、視程等）
- ヘ 行事の中止、変更等に対する措置

(6) 緊急連絡系統

事故等緊急事態発生時の関係先への連絡系統を記載します。

(7) 連絡先

現場責任者等の住所、氏名、電話番号を明記します。

(8) 添付資料

- ① 位置図、区域図又は経路図
- ② 標識配置図、花火大会実施時の危険範囲図
- ③ 参加船・警戒船配置図
- ④ 日程表又はタイムスケジュール
- ⑤ 参加者名簿、参加船リスト
- ⑥ 実施計画書又は実施要領

第3章 留意事項

第1節 罰則

許可内容（工事内容、工事区域又は場所等）以外の活動は、無許可ということとなり港則法違反（3ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となります。更に許可条件に違反したことにより、許可が取り消され、当該許可の効力が消滅する可能性があります。

よってこれらの許可内容、許可条件等については、工事、作業に従事する方々に周知・徹底を図っておく必要があります。

第2節 許可内容に変更があった場合の手続き

許可申請記載事項に変更が生じた時は、あらためて港内工事、作業

内容変更許可申請を提出しなければならず、また、内容によっては新たな別工事として許可申請をしなければならない場合もあるので、事前に港長又は海上保安部署長に相談してください。

第3節 海洋施設設置届

海域に海洋施設（人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来が出来ないもの。）を設置しようとする者は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の2」に基づき、海上保安庁長官に当該設置開始の日の30日までに「海洋施設使用届」の提出が必要となりますので、海域にボーリング櫓、作業台等を設置する場合は、ご注意ください。

詳しくは、境海上保安部警備救難課（Tel0859-42-2531）にお問い合わせください。（様式については別添6のとおりです。）

第4節 磁気探査

浚渫、ボーリング、杭打ち等の海底に衝撃を与えたり、海底を攪拌する工事等を行う場合は、当該工事区域の海底下に不発弾をはじめとした爆発物等の危険物が存在しないか事前に探査を行い、その成果を許可申請に添付するか、工事着手前に提出してください。

過去に当該工事区域の磁気探査を実施した場合は、当時の成果を許可申請書に添付することにより、また、土砂等が堆積したため、計画水深まで掘り下げる維持浚渫を行う場合は、磁気探査を省略することができる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

また、磁気探査作業自体も、別途許可の申請が必要であり、浚渫、ボーリング、杭打ち等の工事を行う前に、磁気探査作業に係る許可申請の手続きが必要ですので、後の工事、作業許可申請に係る標準処理期間も考慮の上、計画的に手続きを行ってください。

なお、磁気探査作業の許可を浚渫、ボーリング、杭打ち等の工事許可申請書により、一括申請されても差支えありませんが、その場合は、浚渫、ボーリング、杭打ち等の工事に着手する前に、磁気探査の成果を提出し、その安全性を確認した後に工事が開始可となります。

第5節 水底土砂等の溶出試験（計量証明）

水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共水域から除去された土砂

(汚泥を含む。))を海域に排出する場合は(公共水面埋立法の許可若しくは承認を受けて埋立をする場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合も含む。)、事前に当該水底土砂について、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する方法により、有害物質についての試験を行い、許可申請書に計量証明書を添付してください。

計量証明書の有効期限は、原則として1年以内、海域に排出できる水底土砂等の判定基準は、別添7「水底土砂の判定基準」のとおりです。

詳しくは、境海上保安部警備救難課(Tel0859-42-2531)にお問い合わせください。なお、船舶を使用して検定用の水底土砂等を採用する場合は許可申請が必要です。後の水底土砂の排出の許可申請に係る標準処理期間を考慮し、計画的に手続きを行ってください。

第6節 水路測量

水路測量とは、水路業務法第2条第1項「水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びに成果を航海に利用させるための地磁気の測量」と規定されており、海上保安庁以外の者が水路測量を行う時には、海上保安庁長官の許可を受けなければなりません。

また、海岸の形状に変化を与える岸壁や防波堤などの築造・改良・撤去、水深に変化を与える埋立て・掘下げ・覆砂・ケーソンの設置撤去等を行う場合、水路業務法第19条第1項に基づき、海上保安庁長官に通報しなければなりません。

詳しくは、第八管区海上保安本部海洋情報部監理課(Tel0773-76-4100(代))にお問い合わせください。(水路測量の許可申請書の様式については別添8のとおりです。)

第7節 無人航空機(ドローン)

無人航空機(ドローン)を特定港又は適用港内において飛行させる行為は、これに付随する行為が、海上に作業船を配置又は海上に工作物を設置する等、一定の水域の占有を伴って、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、許可申請の必要はありません。

なお、無人航空機を飛行させる場合、航空法等の関係法規が遵守されていることが必要です。

なお、許可を要する具体例は次のとおりです。

- イ 無人航空機の操縦や離発着等のため、同機を操縦する者が乗船する船舶等が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの。
- ロ 撮影対象の船舶が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- ハ 競技又は曲技等の飛行に必要な工作物（パイロン等）の設置をすることにより一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの。
- ニ 無人航空機の飛行イベントにおいて観覧する船舶による混雑が見込まれ、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの。

第8節 警戒船

(1) 警戒船の配備隻数

港内や港の境界附近は、船舶交通が輻輳しているため、工事、作業を行うに当たっては、工事、作業区域に進入してきた通航船舶と工事、作業船との衝突や工事、作業により可航幅が狭められた海域での通航船舶同士の衝突や乗揚げ等、工事、作業の影響による事故の防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、次のような工事、作業、行事を行う場合には、警戒船を配備して事故防止に努めてください。

- イ 港長公示による交通制限を伴う工事、作業、行事
- ロ 航路、航路周辺海域等で行う工事、作業、行事
- ハ 爆破、潜水等で、特に危険度の高い工事、作業

以上に例示したもの以外の工事、作業、行事を行う場合においても、実施海域の地形や船舶交通の状況等を考慮し、必要に応じて警戒船を配備してください。

また、長期にわたる工事、作業や複数の警戒船を配備して行う工事、作業、行事については、警戒船管理運用要領（別添4を参考にしてください。）を定め、警戒業務管理者、指導系統、連絡体制等を明確にしてください。なお、警戒船の業務、警戒業務管理者の義務、警戒船の性能及び配備隻数については、以下のとおりです。

(2) 警戒船の業務

警戒船の主な業務は次のとおりですが、警戒船には、これらの

業務に従事する方（専従警戒要員）を1名以上配置してください。

なお、専従警戒要員は、当該警戒船の船長との兼務は可能ですが、この場合は、船長の他に専従見張員を配置してください。

イ 工事、作業、行事及び航行制限の内容に関する情報を航行船舶等へ提供すること。

ロ 工事、作業、行事の関係船舶の交通を整理すること。

ハ 工事、作業、行事の実施海域内の関連施設及び工事、作業、行事の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと。

ニ 工事、作業、行事の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。

ホ 工事、作業、行事の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。

ヘ 工事、作業、行事の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。

ト 工事、作業、行事の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事、作業、行事の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管理者及び警戒業務管理者の職務を補佐する警戒業務管理補助者へ報告すること。

(3) 警戒業務管理者の業務

警戒業務管理者の主な業務は次のとおりです。

イ 警戒業務全般に係る調整に関すること。

ロ 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関する必要な情報の収集並びに警戒船の船長及び専従警戒要員に対する当該情報伝達に関すること。

ハ 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安部署との連絡に関すること。

ニ 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事、作業、行事の周知に関すること。

ホ 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関するこ

と。

ト その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。

(4) 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能、設備等は、次のとおりです。

イ 湛航性：工事、作業、行事の実施海域付近の気象・海象条件において、警戒業務を適切に実施することが可能でなければなりません。

ロ 速力：工事、作業、行事の実施海域付近を航行する船舶の速力をレーダー、船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）等を活用して把握することに努め、それらの状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力（目安として航行船舶の平均速力以上）を有しなければなりません。

ハ 設備等

次に掲げる設備等を装備すること。

| 設備等の種類 | 全ての警戒船が装備するもの | 工事、作業、行事の実施海域等の状況を踏まえ装備するもの |
|--------|---|-----------------------------|
| 連絡設備 | 他の警戒船、工事、作業、行事の現場、警戒業務管理者及び関係海上保安官署との連絡が可能な無線設備又は携帯電話 | 超短波無線電話（国際 VHF）又は船舶電話 |
| 監視機材 | 双眼鏡 | レーダー又は AIS 送受信機 |
| 注意喚起器材 | 拡声器、手旗、赤旗（1m×1m）及び信号灯又は探照灯 | 探照灯、サイレン又は国際信号旗 |
| 表示器材 | 警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火（青色せん光灯又は青と白のせん互光灯） | 電光表示板 |
| その他 | 関係する海域の海図、海事法令集 | 消火ポンプ、関係する水路通報、航行警報等 |

(5) 警戒船の配備隻数

警戒船の配備隻数は、航行船舶が工事、作業、行事の実施海域に異常接近するおそれがある場合、当該船舶が回避限界線に到達するまでの間に異常接近を回避できるよう警戒船が当該船舶に対

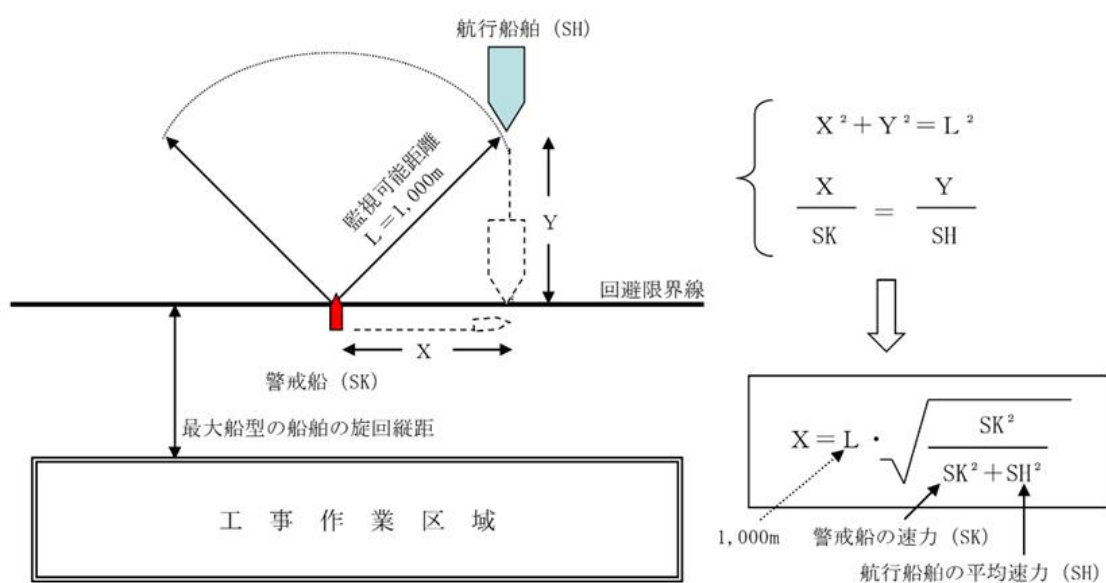
し、注意を促すために必要な数を基本としますが、次に掲げる事項を考慮して配備隻数を増減してください。

- イ 工事、作業、行事の種類及び規模
- ロ 工事、作業、行事の実施海域及び付近海域の航行船舶の状況
- ハ 工事、作業、行事を実施する時間帯
- ニ 工事、作業、行事の実施海域の気象及び海象
- ホ 警戒船の性能
- ヘ 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制

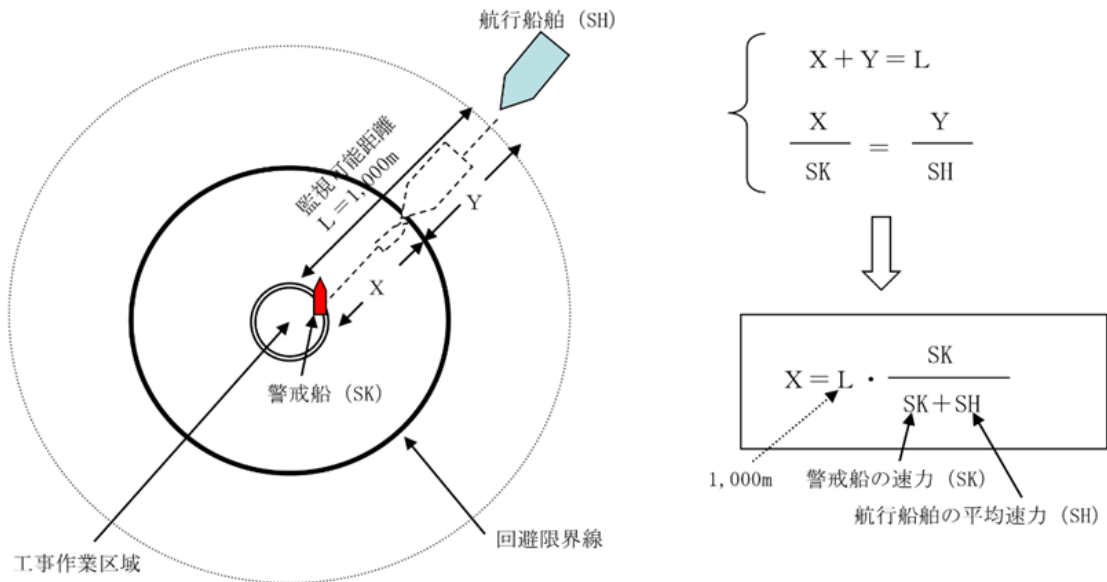
なお、警戒船の配備基準は、概ね次のとおりとなっておりますので参考にしてください。

a) 次の半径を有する円で回避限界線のすべてを包含するに必要な円の最小数と同数とします。

ア 回避限界線を直線の組合わせとして取扱うことが警戒船を配備するうえで効率的である場合であって、回避限界線上又はその付近に警戒船を配備する場合



イ 上記以外の場合（回避限界線が円又は円に近い曲線として取り扱うことができる場合、警戒船を回避限界線の内側に配備する場合等）



- b) 監視可能距離とは、警戒船が工事、作業、行事实施海域付近を航行する船舶の進路及び速力を判別し、当該船舶が工事等実施海域に異常接近するおそれがあると判断し得る最大距離をいい、その距離は1,000メートルです。
- c) 回避限界線とは、工事、作業、行事の実施により、航行船舶が進入することが危険である海域の外郭線から外方に、同海域を航行する最大船型の船舶の旋回縦距を隔てた地点を連ねた線をいい、次に掲げる旋回縦距を基準として、工事、作業、行事实施海域の通航実態等に考慮して設定するものです。

| | | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|---------|---------|-------|
| 総トン数 (G/T) | 100 以下 | 300 | 500 | 1,000 | 3,000 | 5,000 |
| 旋回縦距 (m) | 75 | 120 | 140 | 210 | 300 | 360 |
| 総トン数 (G/T) | 10,000 | 30,000 | 50,000 | 100,000 | 300,000 | |
| 旋回縦距 (m) | 520 | 660 | 770 | 1,000 | 1,400 | |

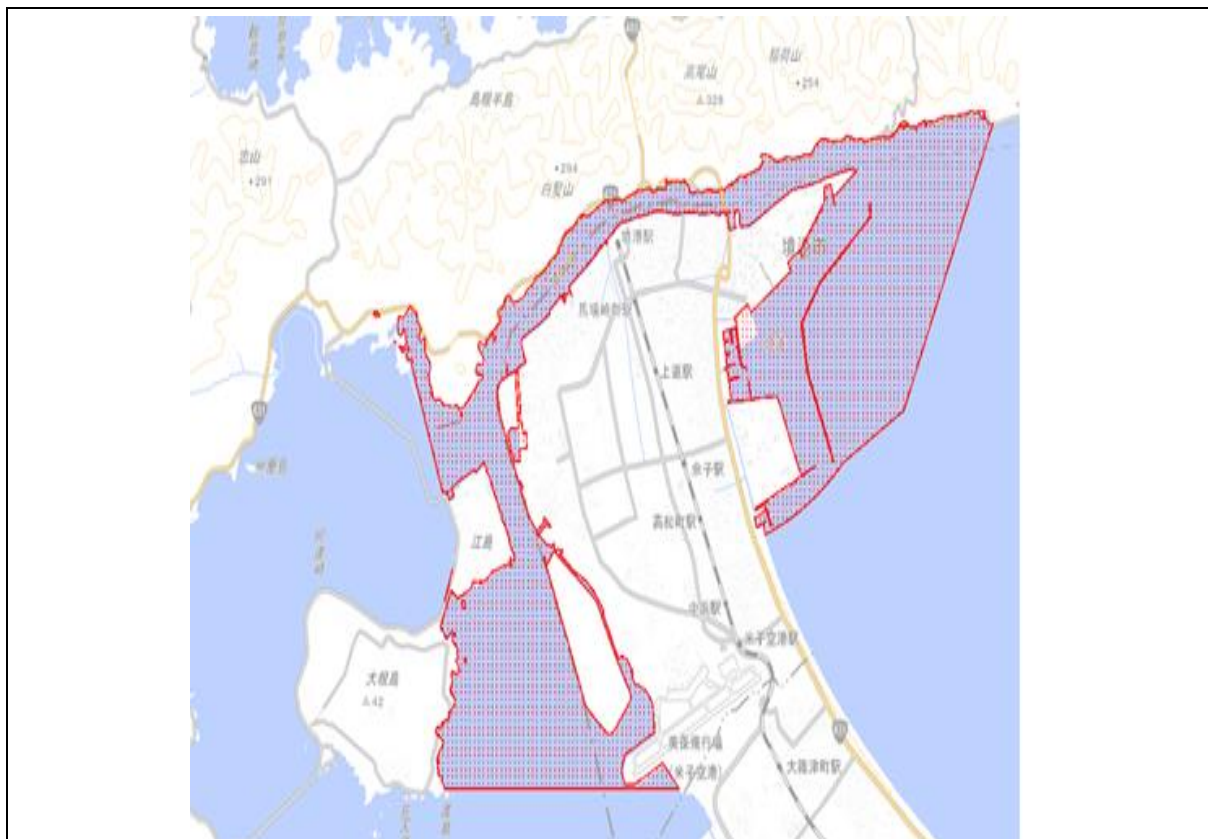
d) 警戒船の配備隻数の算出例

| 警戒船の速力と工事、作業、行事实施海域付近航行船舶の平均速力との比 警戒船の配備条件 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.6 |
|---|--------|--------|--------|--------|
| (1)回避限界線を直線の組み合わせとして取り扱うことが警戒船を配備するうえで効率的である場合であって、回避限界線上又はその付近に警戒船を配備する場合は、回避限界線の右の距離毎に1隻 | 1,400m | 1,540m | 1,630m | 1,700m |
| (2) (1)以外の場合（回避限界線を円又は円に近い曲線として取り扱うことができる場合であって、警戒船を回避限界線の内側に配備する場合等）は、警戒船の配備点を中心とする円で囲まれる回避限界線毎に1隻 | 500m | 550m | 590m | 620m |

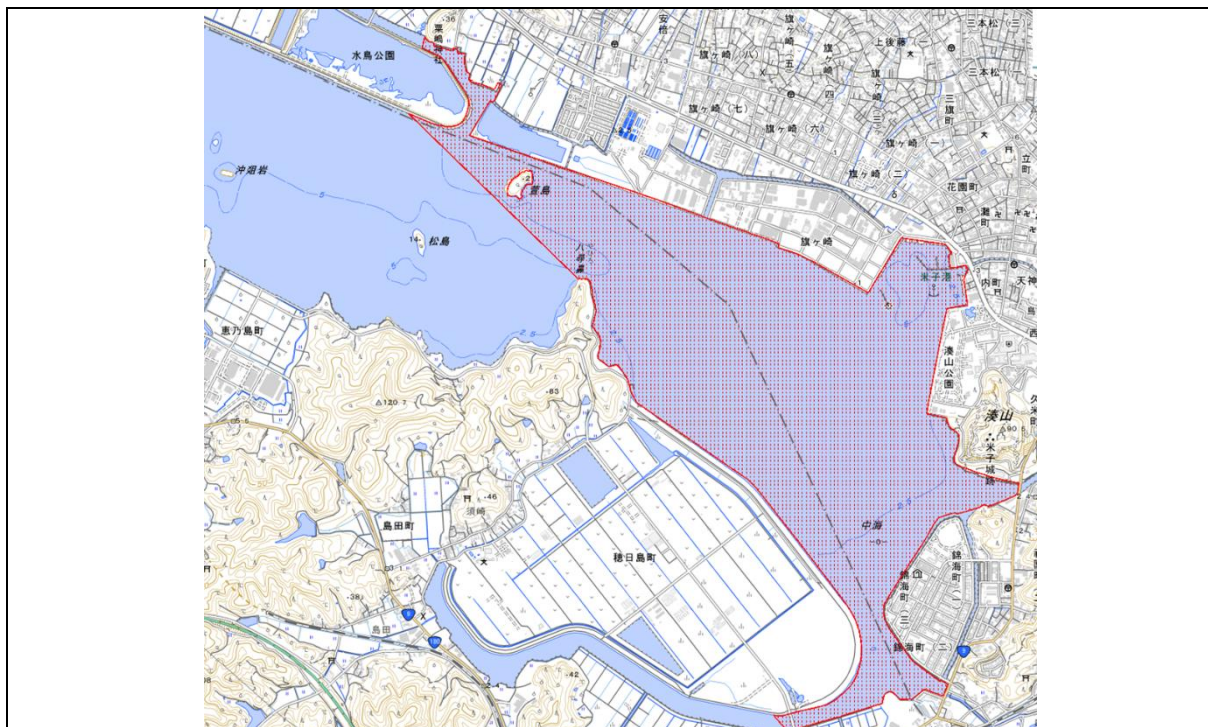
なお、使用船舶及び操縦者の記載内容は、別添5「使用船舶及び操縦者（有資格者）一覧表（記載例）」のとおりです。

港則法適用港港域概略図

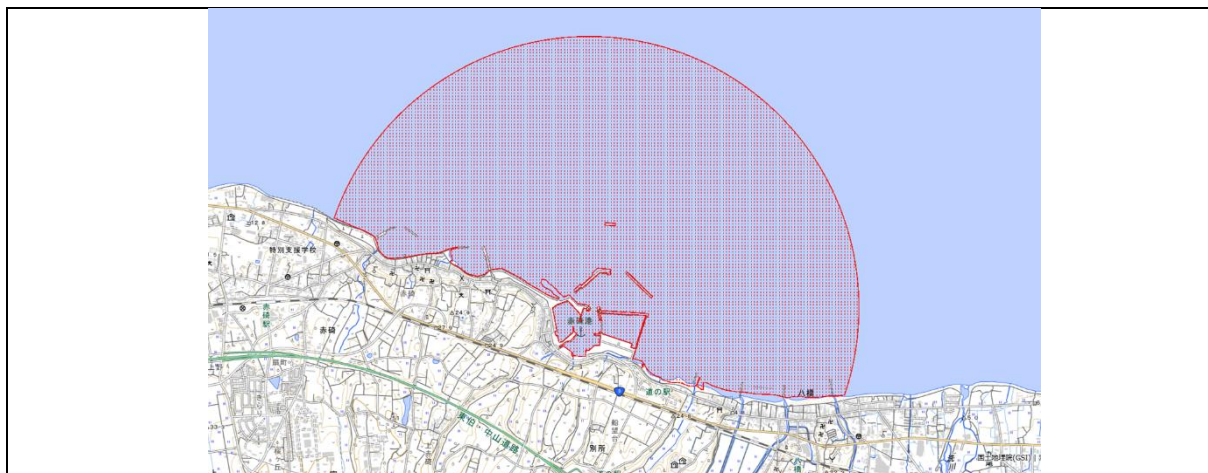
「境海上保安部管内（鳥取県及び島根県（出雲市以東及び隠岐諸島に限る。）」



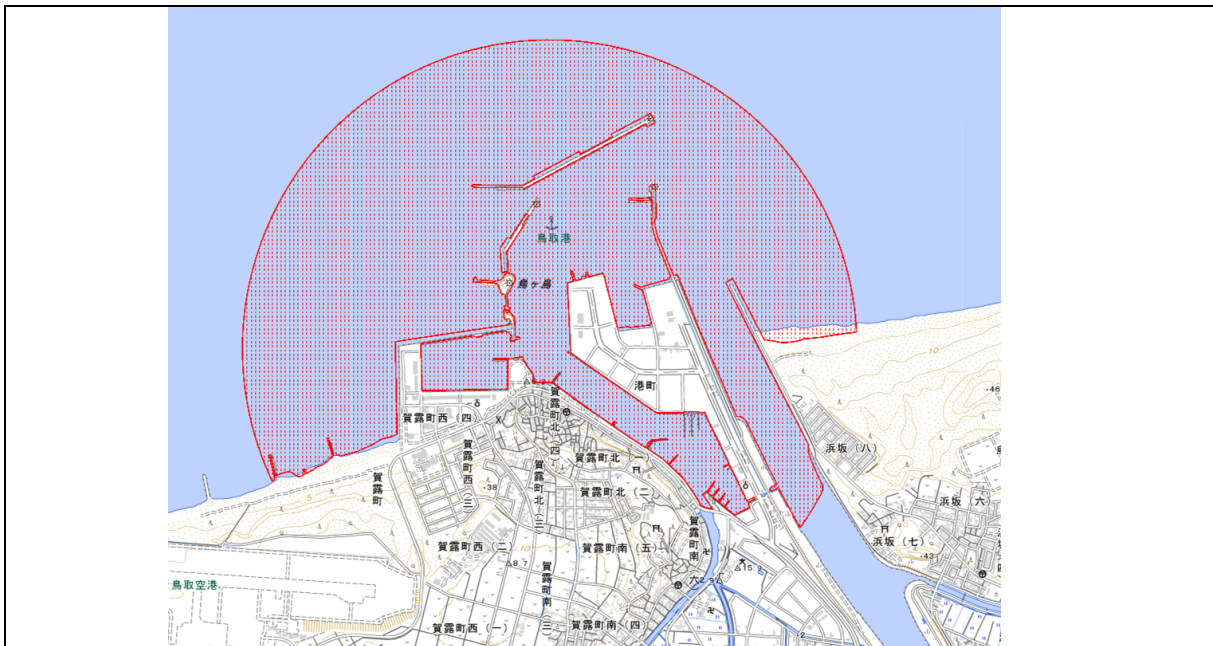
| 港 名 | 境港 |
|-----|--|
| 区 域 | <p>美保関三角点（一六七メートル）（北緯三五度三四分東経一三三度一八分二七秒）から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度三、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、境港指向灯（北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四分二二秒）を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯から一三八度三〇分に引いた線以南であって、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東経一三三度一〇分四九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島亀崎東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> |



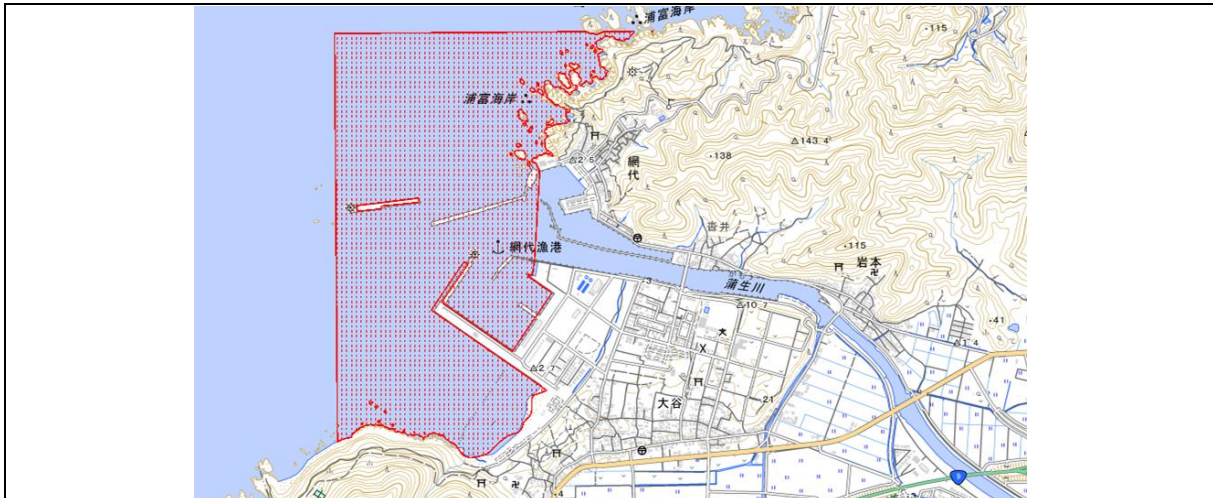
| | |
|-----------|------------------------------------|
| <p>港名</p> | <p>米子港</p> |
| <p>区域</p> | <p>八尋鼻から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> |



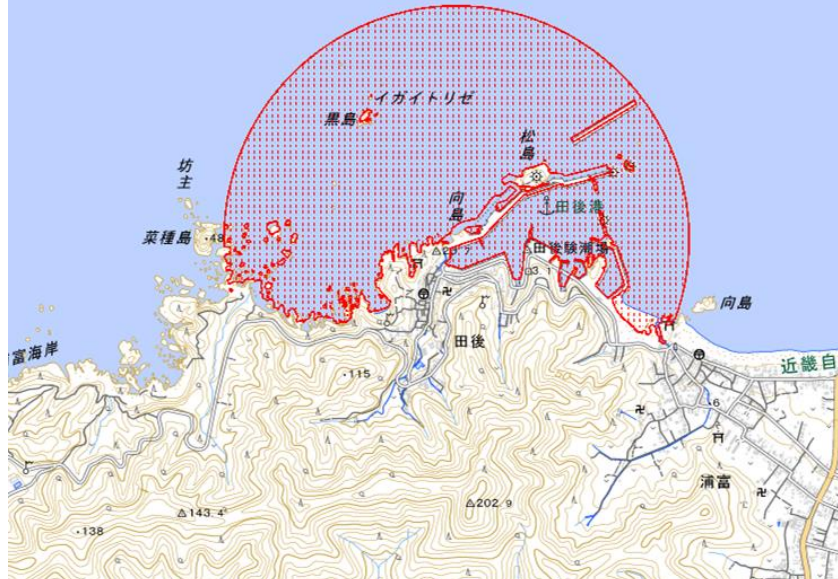
| | |
|-----------|--|
| <p>港名</p> | <p>赤碕港</p> |
| <p>区域</p> | <p>赤碕港沖防波堤灯台（北緯三五度か三〇分五一秒東経一三三度三九分三五秒）から二〇九度三〇分二七五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面</p> |



| | |
|------------|--|
| <p>港 名</p> | <p>鳥取港</p> |
| <p>区 域</p> | <p>鳥取港灯台（北緯三五度三二分三四秒東經一三四度一分二秒）から一四七度三七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の湖山及び千代川の各河川水面</p> |



| | |
|------------|--|
| <p>港 名</p> | <p>網代港</p> |
| <p>区 域</p> | <p>網代埼灯台北端から二七〇度に引いた線、駟馳山埼から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩本橋下流の蒲生川水面</p> |

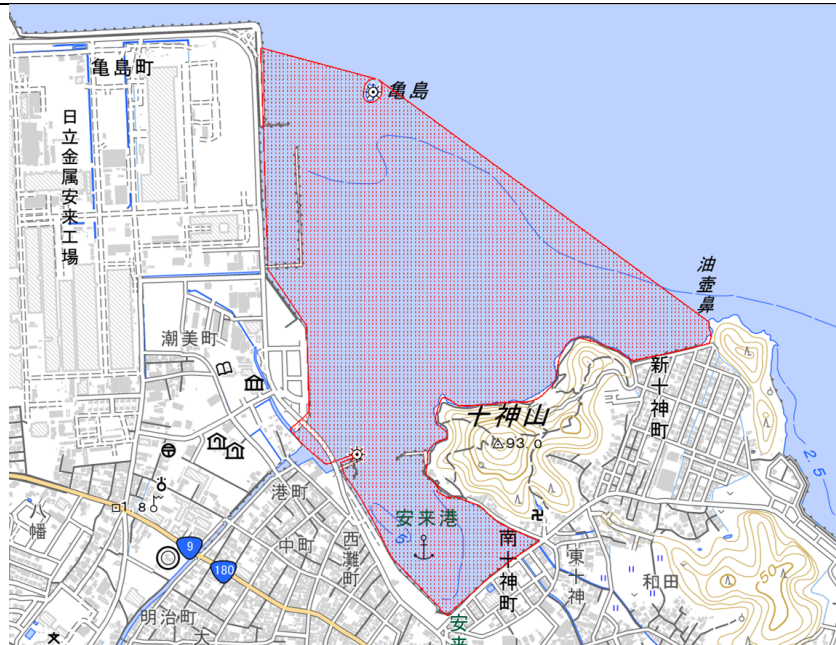


港名

田後港

区域

向島島頂を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面

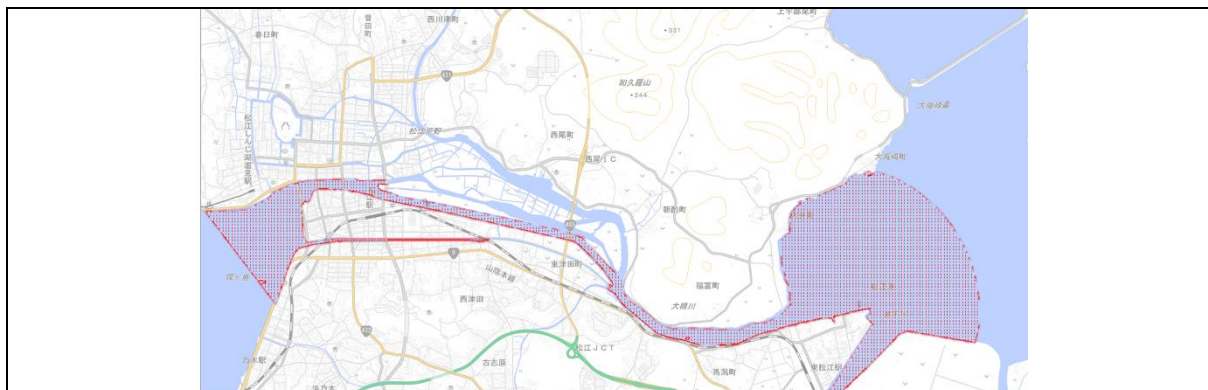


港名

安来港

区域

油壺鼻から亀島北端まで引いた線、同地点から二八六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面



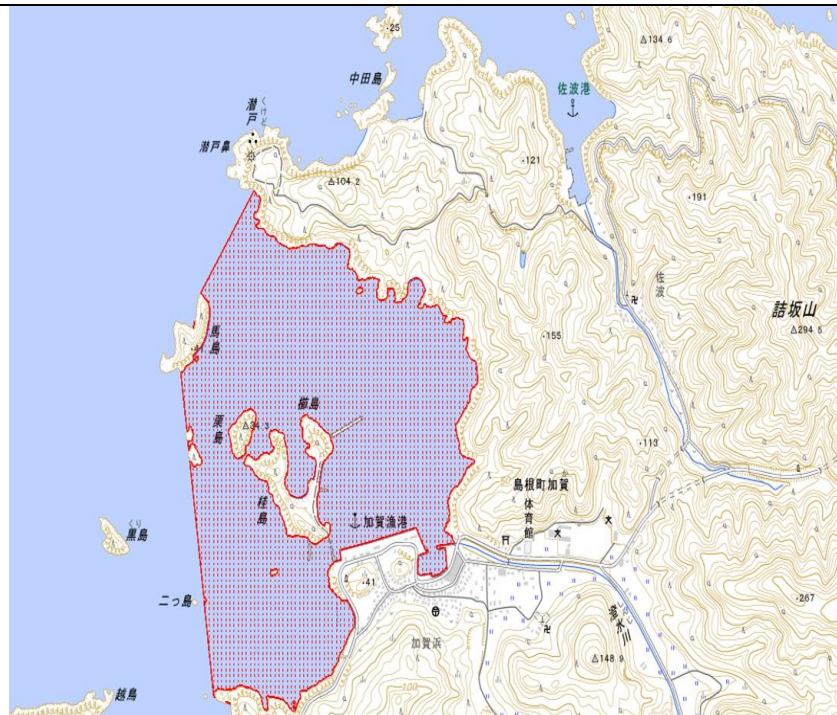
| | |
|------------|---|
| <p>港 名</p> | <p>松江港</p> |
| <p>区 域</p> | <p>大谷三角点（一一四メートル）（北緯三五度二七分二六秒東経一三三度六分三六秒）から一〇六度二、一二〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに末次鼻から嫁ヶ島を見とおした線以東の宍道湖水面及び大橋川水面</p> |



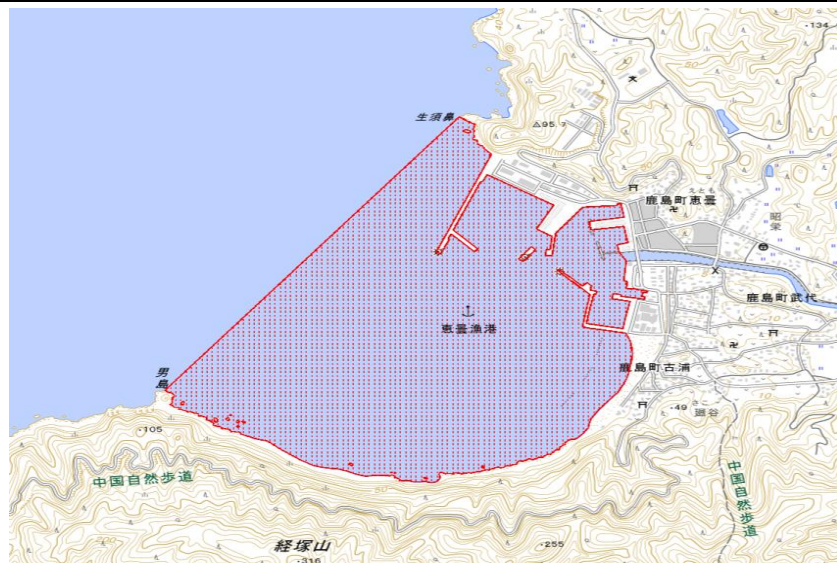
| | |
|------------|---|
| <p>港 名</p> | <p>美保関港</p> |
| <p>区 域</p> | <p>美保関港東防波堤灯台か（北緯三五度三三分二九秒東経一三三度一八分三二秒）から五八度一六〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面</p> |



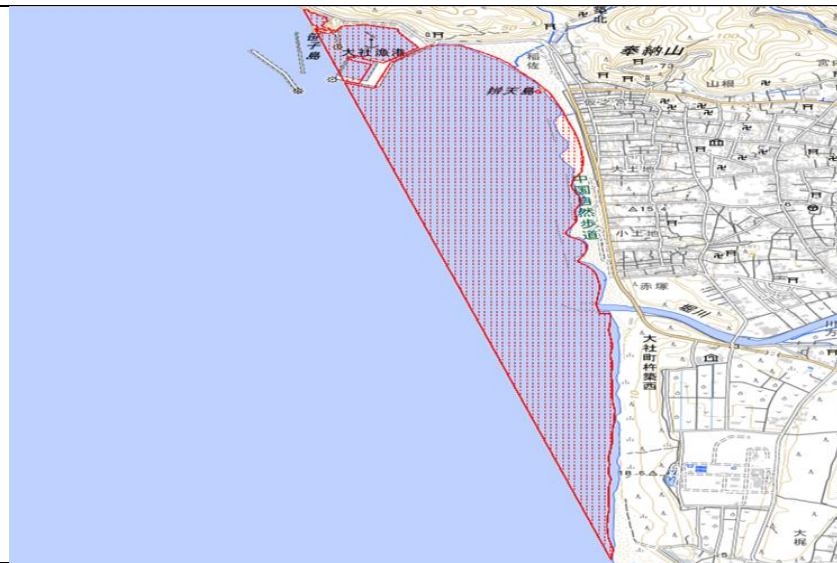
| | |
|----|--|
| 港名 | 七類港 |
| 区域 | 九島西端から二二二度に引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から二二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |



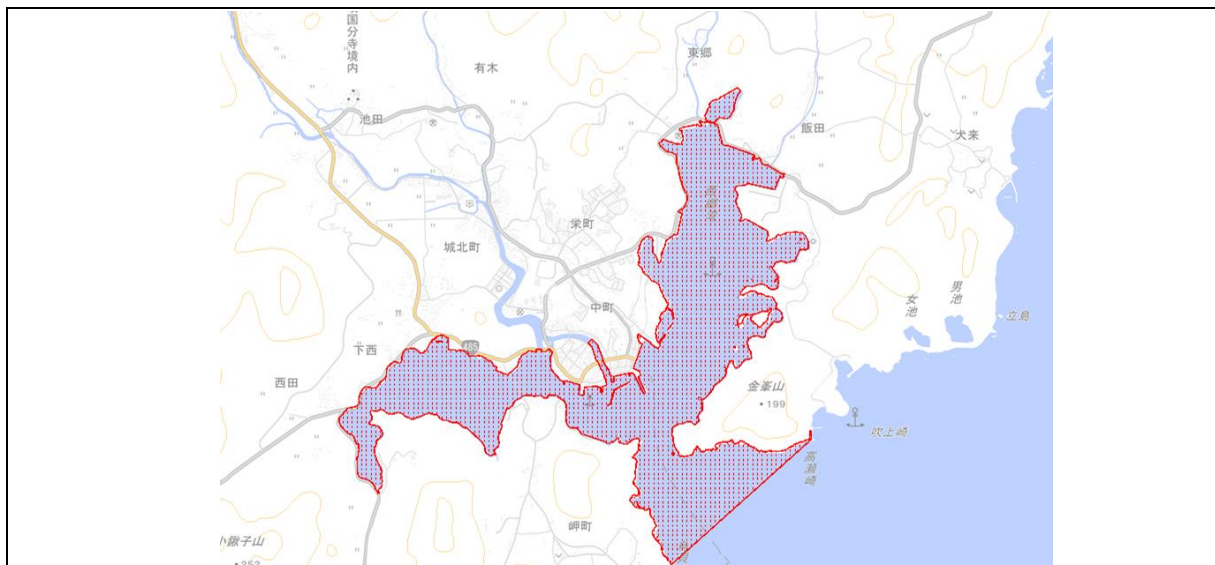
| | |
|----|---|
| 港名 | 加賀港 |
| 区域 | 獅子鼻から馬島北端まで引いた線、同島南西端から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |



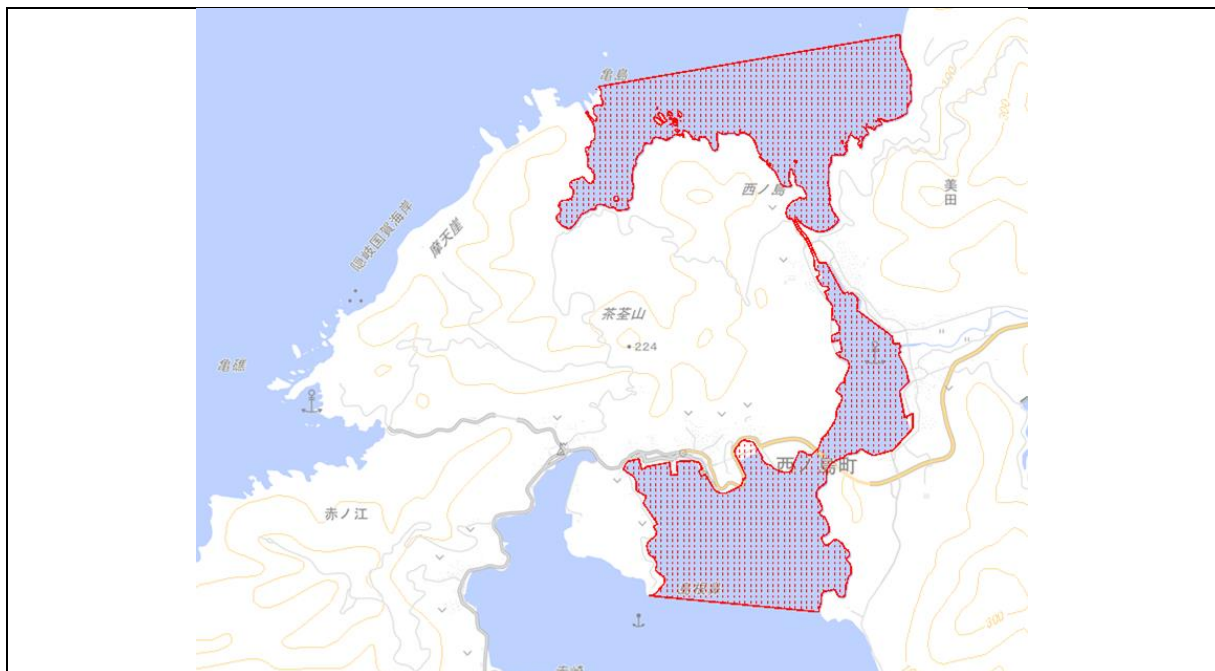
| | |
|----|-------------------------------|
| 港名 | 恵曇港 |
| 区域 | 生洲鼻から男島北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面 |



| | |
|----|--------------------------------------|
| 港名 | 大社港 |
| 区域 | 神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面 |



| | |
|----|-----------------------------|
| 港名 | 西郷港 |
| 区域 | 高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |



| | |
|----|---|
| 港名 | 浦郷港 |
| 区域 | 白崎鼻から二グ鼻まで引いた線、獅子ヶ鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |

第9号様式

工事許可申請書

令和 年 月 日

境港長 殿

(注：境港（特定港）以外の港にあつては、「境海上保安部長」あて)

申請者 住所
氏名

- 1 種類
- 2 目的
- 3 期間及び時間
- 4 区域又は場所
- 5 方法
- 6 危険予防の措置
 - (1) 標識
 - (2) 安全対策
- 7 緊急連絡系統
- 8 連絡先
- 9 添付資料（図面等）

第9号様式

作業許可申請書

令和 年 月 日

境港長 殿

(注：境港（特定港）以外の港にあつては、「境海上保安部長」あて)

申請者 住所
氏名

- 1 種類
- 2 目的
- 3 期間及び時間
- 4 区域又は場所
- 5 方法
- 6 危険予防の措置
 - (1) 標識
 - (2) 安全対策
- 7 緊急連絡系統
- 8 連絡先
- 9 添付資料（図面等）

第9号様式

工事（作業）変更許可申請書

令和 年 月 日

境港長 殿

（注：境港（特定港）以外の港にあつては、「境海上保安部長」あて）

申請者 住所
氏名

1 工事（作業）名

2 許可年月日 令和 年 月 日
許可番号 第 号

3 工事（作業）場所

4 工期
既許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
変更期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 変更理由

6 危険予防の措置（標識、安全対策）

7 連絡先

8 添付資料（図面等）

第9号様式

境港（特定港）における工事許可申請書（岸壁改修工事）の記載例

港内工事許可申請書

令和●●年●●月●●日

境港長 殿

申請者 住所 鳥取県境港市●●町●●

氏名 ●●建設株式会社●●支店

支店長 ●● ●●

1 種類

起重機船等による●●岸壁改修工事

2 目的

老朽化した境港●●岸壁を改修するため、コンクリートケーソン等の現施設を撤去し、地盤改良、基礎捨石の投入後、ケーソン据付及び上部工等の付帯工事を実施するもの。（発注者：境港管理組合）

3 期間及び時間

令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日 日 日出～日没
（予備日：令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日）

4 区域又は場所

境港●●岸壁前面海域（別添作業区域図のとおり）

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

イ 北緯●●-●●.●●、東経●●●-●●.●●

ロ 北緯●●-●●.●●、東経●●●-●●.●●

ハ 北緯●●-●●.●●、東経●●●-●●.●●

ニ 北緯●●-●●.●●、東経●●●-●●.●●

5 方法

(1) 工事概要

老朽化した●●岸壁（前面水深DL-●●m、延長●●m DL+●●m）を新設するため、ケーソン等を撤去し、新たに基礎部の地盤を改良して基礎を構築した後、ケーソンを設置して上部を構築するもので、地盤改良船、起重機船、ガット船等を使用して下部工及び上部工を施工するものです。

(2) 深浅測量工

測量船●隻を陸上の作業員の誘導により東方から西方に向け、間隔●●m、速力約●●knotで航走させ、音響測深機により現状水深を測量します。

なお、岸壁から●●m以内の側傍は、動力式小型船舶を使用してレッドにより測量します。

(3) 撤去工

撤去からクレーン車にて係留柱、防舷材、上部ブロックを撤去し、背後に仮置きした後、バックホーで土砂、コンクリート殻（小割り）を撤去し、背後に仮置きします。

なお、アスファルトは分別して陸上処理施場へ運搬のうえ、適切処理します。

次に岸壁背後に仮置きした土砂等を作業状況図のとおり配置したクレーン台船により底開式土運船（押船式、全長●●m）に積込み、●●●処分場まで運搬（●隻/日、延べ●●隻）し、埋立用材として投入します。（作業状況図、土砂運搬経路図参照）

(4) ケーソン撤去工

起重機船を撤去状況図のとおり配置し、ケーソン●●函を吊り上げ撤去し、●●●のケーソン仮置場（●●岸壁）へ吊り運搬し仮置きします。吊上げ時は潜水士●名により玉掛け作業を行います。

なお、運搬全長は●●mとし、警戒船●隻を配備します。

（ケーソン撤去状況図、ケーソン運搬・仮置作業図参照）

(5) 捨石撤去工

ガット船を作業図のとおり配置し、ケーソン下部の捨石（約●●m³）を撤去し、●●●埋立地に運搬し（ガット船●隻/日、延べ●●隻）し、基礎石に流用するため投入します。

(6) 地盤改良工

サンドコンパクション船（SCP）船●隻を作業状況図のとおり配置し、北側から南側へ海底下●●mまで砂抗●●本打設します。

砂は●●港からガット船により搬入（●隻/日、延べ●●隻）し、ガットバージに瀬取り後、SCP船に供給します。

なお、地盤改良後、地盤改良状況を確認するため、セップ台船を使用して●カ所でボーリング調査（別途「許可申請」をします。）を実施し、全ての作業終了後に測量船●隻で音響測深機による深淺測量を行います。

（杭打ち作業状況図、地質調査作業図、測量状況図参照）

(7) 盛上土撤去工

グラブ式浚渫船●隻を盛上土撤去図のとおり配置し、DL-●●mまで盛上土を撤去します。

撤去土は底開式土運船（曳航式、全長●●m）により●●●埋立地へ運搬（土運船●隻/日、延べ●隻）し、埋立用材として投入します。

なお、別添のとおり土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有しないことを確認しています。（盛上土撤去作業図、運搬経路図参照）

(8) 捨石投入工

●●港からガット船により捨石を運搬（●隻/日、延べ●●隻）して投入し、潜水士作業船を使用（●隻/日、延べ●●隻）して潜水士により-●●mに均して基礎を築造します。

(9) ケーソン据付工

●●●●●に仮置中のケーソン●●函をクレーン船により吊り運搬し、据付図の要領のとおり所定の位置に据付けます。

運搬時の全長は●●●mとして警戒船●隻を配備して延べ●●日間行います。据付時は潜水士●名により位置確認を行いながら実施し、据付後は、●●港からガット船で運搬（●隻/日、延べ●●隻）した山土（約●●m³）を投入（●隻/日、延べ●隻）します。

（上部工作業状況図、深淺測量図参照）

(10) 上部工

陸上で製作した型枠をクレーン船によりケーソン上部に設置し、作業員により鉄筋工を施した後、コンクリート船により上部コンクリートを打設します。

●日間養生した後、陸上側から足場を掛けて作業員により型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約●●m³）を投入（●隻/日、延べ●隻）します。

（上部工作業状況図、深淺測量状況図参照）

(11) その他

陸上側からユニック車を使用し防舷材及び車止めを取付けた後、測量船●隻により作業海域の音響測深を行い、水深-●●mが確保されていることを確認するための管理測量を行います。

6 危険予防の措置

(1) 標識

- ① 潜水作業中は作業船に国際信号書に定める「A旗」又は「A旗」を示す信号板（及び「潜水作業中」と標示した横断幕）を掲げます。

（注：岸壁からの潜水作業の場合、岸壁上に「潜水作業中」と標示した横断幕を掲示すること。）

- ② 作業船には、海上衝突予防法に規定する操縦性能制限船の形象物を掲げます。
- ③ 作業船が作業区域に夜間停泊する際は停泊灯を点灯するほか、海域を直射しないようにして甲板等を間接照射し、他船の航行船舶に注意を促します。

また、アンカーワイヤーの水深-●●mの位置には、灯浮標（●●製、●●型、灯色黄色、4秒1せん光、光達距離●km、灯光●m）を設置します。

- ④ ケーソン撤去及び据付時は、海面下のケーソン上部に●●m間隔で標識灯（●●製、●●型、灯色黄色、4秒1せん光、光達距離●km、灯光●m）を設置します。

- ⑤ 作業船のアンカーワイヤーの水深-●mの位置にアンカーブイ（黄色、玉型）を設置します。

(2) 安全対策

① 作業の現場責任者を配置し、作業全般を監督し事故防止に努めます。

② 施工に当たっては、隣接する区域の工事、作業施工者と行程、土砂投入手順、運航経路等を調整するとともに、工事・作業に従事する作業員には、毎朝開催する朝礼等において、本事故防止措置を徹底し、作業船に本事故防止措置の写し、作業マニュアル、作業船運航管理規程、社内の指示事項文書等を手交して、事故防止を徹底します。

また、工事・作業の内容、ケーソン曳航計画等については、地元漁業協同組合、マリーナ、旅客船運航会社等の関係者へ事前に説明のうえ、了承を得ています。

③ 作業船の運航に当たっては、●●株式会社が策定した「作業船運航管理規程」に従い運航管理を行います。

運航管理者 ●● ●● (●●歳、経験年数●●年)

④ 作業中は、当社が策定した「警戒船管理運用要領」に基づき、専従警戒要員●名を乗船させ、「警戒船」と表示した警戒船●隻を配備し、作業区域に接近する他の船舶に対しては、VHF無線、赤旗、拡声器等により注意を促します。

⑤ 作業区域と隣接する●●岸壁は、大型船舶の入港があることから、施工期間中利用する●●漁業協同組合担当者と作業対応及び入出港船舶に対する調整等を行います。

なお、調整に係る作業船退避要領及び連絡責任者は別添のとおりです。

⑥ 撤去土砂の埋立地への投入に当たっては、発注者と協議し、埋立地施工管理者である●●(株)と調整のうえ、別添「土砂投入要領」に基づき土運船を運航して行います。

⑦ 施工に伴って発生する廃棄物及び油類等が海面に落下しないよう瀬取り作業中は脱落防止シートを展張するほか、現場事務所油防除資機材(オイルフェンス●●m、油吸着マット●●kg、油処理剤●●ℓ)を備え置きます。

⑧ 作業に当たっては、気象海象に留意し、気象警報又は何れかの基準に達する場合は作業を中止し、作業船を●●港●●岸壁に避難させます。

作業中止基準

一般作業の場合

風速 毎秒●●m以上

波高 ●●m以上

視界 ●●km以上

潜水作業の場合

風速 毎秒●●m以上

波高 ●●m以上

視界 ●●km以上

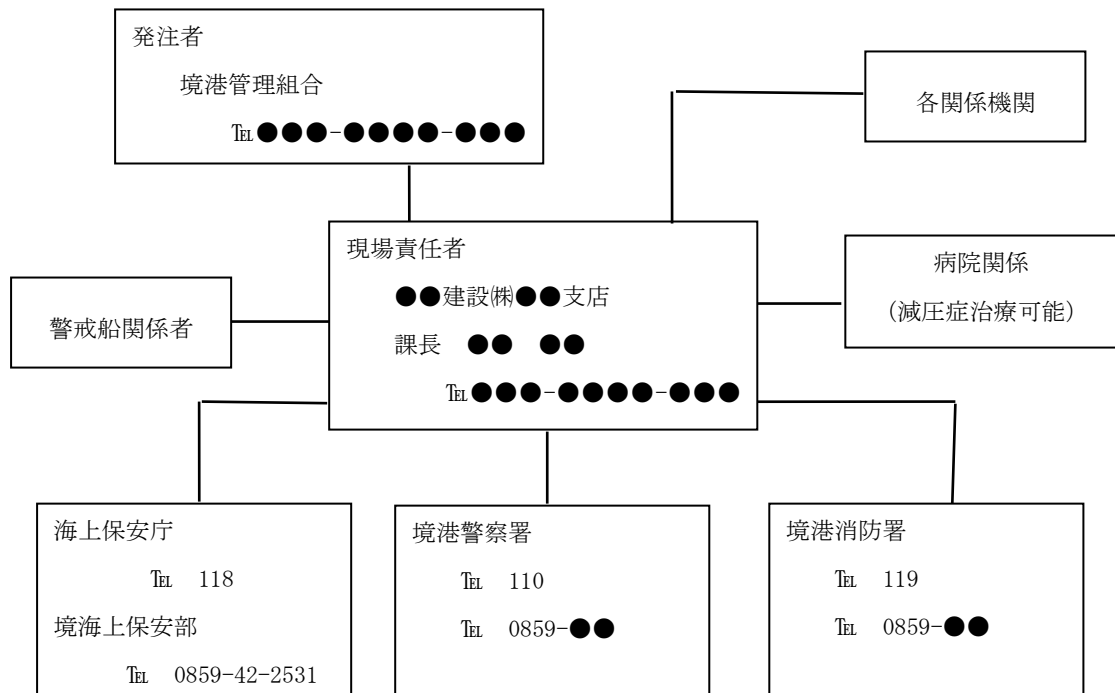
潮流 ●knot以上

⑨ 事故発生時等の緊急時は、応急措置を講じるとともに、別添「緊急連絡系統図」により、速やかに境海上保安部へ連絡し、指示を受けることとします。

⑩ 今回の施工部は、昭和●●年に築造された際、磁気探査及び床掘、土砂置換え工事を行っており、爆発物の異常点はありmませんでした。

- ⑪ 埋立地の埋立用材に流用する土砂については、土砂溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しております。
- ⑫ 工事許可書は、現場に携行し、その内容を常に確認できるようにします。
- ⑬ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請します。

7 緊急連絡系統



8 連絡先

●●建設株●●支店●●作業所
 現場責任者 ●● ●●
 TEL ●●●●-●●●●-●●●● (会社)
 TEL ●●●●-●●●●-●●●● (昼間)
 TEL ●●●●-●●●●-●●●● (夜間)

9 添付資料

- ① 工事位置図、作業区域図（注：使用船舶の配置状況により決定すること。）
- ② 作業状況図（注：作業船係留図、運搬経路図、施工区域図、施工平面図、施工断面図等記載文書と関連させ、複雑な場合は色分け等すること。）
- ③ 標識設置図、標識管理要領、標識の仕様、土砂投入要領、工程表、使用船舶一覧
- ④ 専従警戒船一覧
- ⑤ 施工体制等協力業者一覧

- ⑥ 土砂溶出検査結果、磁気探査実績証明等
- ⑦ 契約書又は発注証明書の写し

第9号様式

境港（特定港）における作業許可申請書（ボーリング作業）の記載例

作業許可申請書

令和●●年●●月●●日

境港長 殿

申請者 住所 鳥取県境港市●●町●●
氏名 ●●コンサルタント株式会社
取締役社長 ●● ●●

- 種類
海上ボーリング作業
- 目的
境港●●岸壁築造工事の事前調査を目的としたボーリング櫓設置による地質調査（発注者：境港管理組合）
- 期間及び時間
令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日 日 日出～日没
（予備日：令和●●年●●月●●日から令和●●年●●月●●日）
- 区域又は場所
境港●●岸壁前面海域
境港防波堤灯台から●●●度●●●mのボーリング地点を中心とした半径●●●mの円内海域（位置図参照）
- 方法
 - 陸上で組み立てたボーリング櫓を境港●●岸壁にて起重機船により積み込み、同船により現場海域まで吊り運搬します。（曳航全長●●m）
 - 陸上基点からボーリング位置を測量し、起重機船により設置します。
 - ボーリング櫓上から海底下●●mまで掘削し、土質サンプルを採取します。
 - ボーリング櫓は、作業終了次第、直ちに起重機船により撤去し、搬出した岸壁へ陸揚げします。
- 危険予防の措置
 - 標識
 - 起重機船による作業時は、同船の投錨位置には橙色玉ブイを設置しま

す。

- ② ボーリング櫓の四隅には標識灯（●●●製、●●型、灯色黄色、4秒1せん光、光達距離●●km）を設置し、ボーリング三脚の頂部には赤旗を設置します。

(2) 安全対策

- ① 作業の現場責任者を配置のうえ作業全般を監督し、事故防止を図ります。
- ② ボーリング櫓設置及び撤去作業中は、警戒船●隻を配備し、接近船舶があればVHF無線機、赤旗、拡声器等により注意喚起します。
専従警戒員 氏名 ●● ●●
業務講習受講年月日及び番号 令和●年●月●日 境第●●●号
- ③ 気象・海象を十分把握し、荒天が予想される場合又は次の基準に達した時には作業を中止します。
作業中止基準
風速 毎秒●●以上
波浪 ●m以上
視界 ●km以下
- ④ 台風接近又は風速●●m以上、波高●m以上の荒天が予想される場合には、事前にボーリング櫓を撤去し、●●岸壁に陸揚げします。
- ⑤ 付近海域を通航する船舶に対しては、別途リーフレットを作成し、別途関係先へ周知することとします。
- ⑥ 事故発生等の緊急時には、応急措置を講ずるとともに、別途「緊急連絡先系統図」により、速やかに境海上保安部へ指示を受けることとします。
- ⑦ 磁気探査は、平成●年●月●日に実施しており、異常が無かったことを境港長へ報告しています。
- ⑧ ボーリング作業中は、櫓上にブルーシートを養生し、回収缶を備え置いて作業に伴って発生する汚泥、油、廃棄物等は全て回収のうえ、陸上にて適切に処理します。
- ⑨ 海洋施設設置届は、令和●年●月●日、境海上保安部警備救難課へ提出済みです。
- ⑩ 作業許可書又は写しは現場に携行し、その許可内容を常に確認できるようにします。
- ⑪ 許可内容に変更が生じる場合には、事前に許可申請を行います。

7 緊急連絡系統

別途「緊急連絡系統図」のとおり

8 連絡先

●●コンサルタント株式会社
現場責任者 ●● ●●
TEL ●●●●-●●●●-●●●●●● (昼間)
TEL ●●●●-●●●●-●●●●●● (夜間)

9 添付書類

- ① 位置図
- ② 作業状況図
- ③ 施設の状況図
- ④ 緊急連絡系統図
- ⑤ 使用船舶一覧（又は「船舶検査証書・海技免状」の写し）
- ⑥ 使用警戒船一覧表
- ⑦ 施工体制図等の協力業者一覧
- ⑧ 契約書又は発注証書の写し等

第 9 号様式

行事許可申請書

令和 年 月 日

境港長 殿

申請者 住所
氏名

- 1 種類
- 2 目的
- 3 期間及び時間
- 4 区域又は場所
- 5 方法
- 6 危険予防の措置
 - (1) 標識
 - (2) 安全対策
- 7 緊急連絡系統
- 8 連絡先
- 9 添付資料 (図面等)

境港（特定港）における行事許可の記載例

行事許可申請書

令和 年 月 日

境港長 殿

申請者 住所 鳥取県米子市●●町●丁目●番地
氏名 ●●ヨット愛好会
会長 ●● ●●

1 種類

ヨットレース

2 目的

帆走操船技術の向上及び会員相互の親睦を目的としてクルーザー型ヨットによるレース（参加予定隻数約●●隻）

3 期間及び時間

令和●年●●月●●日から令和●年●●月●●日までの間
（予備日 令和●年●●月●●日から令和●年●●月●●日）
時間 午前●●時●●分から午後●●時●●分

4 区域又は場所

境港防波堤灯台から●●●度、約●●●mの地点を中心とする半径約●●mの円内海域（別図参照）

5 方法

- レースに先立ち、作業船を使用してスタート地点と風上側の回航地点にマークブイ各●基を●●kgアンカーにより設置する。
- 参加艇はレース開始の●●分前までにスタート地点海域へ集結します。
- 参加艇は本部艇のスタート旗と汽笛による合図により、本部艇とスタート地点のマークブイを見通したスタートラインから同時スタートし、回航地点とスタート地点のマークブイの外側を反時計回りに●往復半帆走し、全参加艇がゴールライン（スタートラインに同じ）を通過した時点で終了します。

別添 3

(4) レース終了後、マークブイは作業船により引揚げ撤去し、各艇はそれぞれの定係地へ帰港します。

6 危険予防の措置

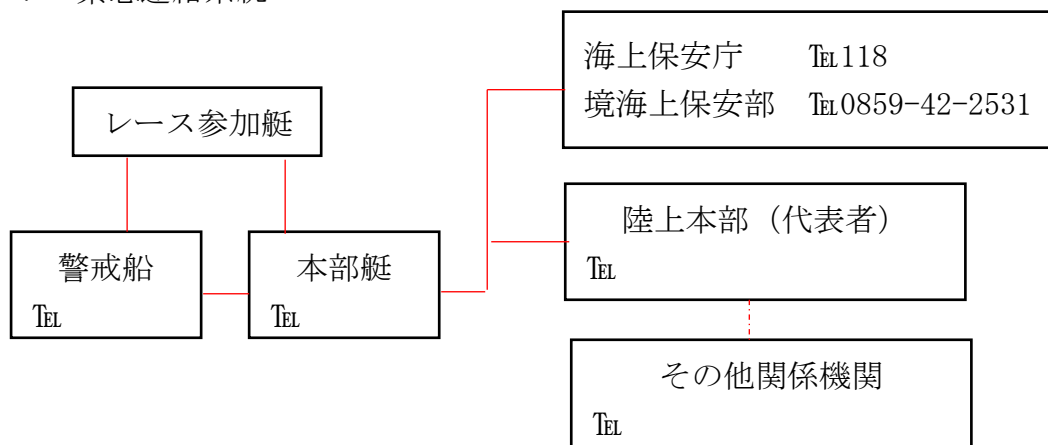
(1) 標識

- ① スタート地点と回航地点にマークブイ各●基を設置し、ブイには所有者及び連絡先を明記する。
- ② レース参加艇にはクラブ旗、レース旗を掲揚する。

(2) 安全対策

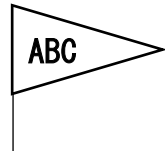
- ① レース実施海域の本部艇には現場責任者●●●●を配置し、事故防止等の指揮監督に当たります。（現場責任者所在場所及び連絡手段を明記）
- ② レース実施中、別表の警戒船をレース海域周辺に配備し、接近船舶に対しては赤旗、拡声器等により注意喚起するとともに、海中転落者及び航行不能艇等の救助に当たります。
- ③ 本部艇と警戒船は、トランシーバーにより常時連絡体制を確保します。
- ④ 気象・海象に注意し、気象警報（風、波等）が発表された場合及び次の基準に達した場合、又は同基準が予想される場合には行事を中止します。
風速●●m/秒以上、波高●m以上、視界●km以下
- ⑤ 参加者全員に救命胴衣を着用させます。
- ⑥ 事故発生等、緊急時は直ちに応急措置を講ずるとともに、別添「緊急時の連絡体制」により、境海上保安部へ速やかに報告します。
- ⑦ レースの中止、終了時は速やかに境海上保安部へ電話に報告します。
- ⑧ 地元漁業協同組合、旅客船運航会社等関係先へは、事前に行事のない内容、期間等を周知します。

7 緊急連絡系統



別添 3

- (1) 各艇間の連絡方法
視覚信号、口頭、トランシーバー、携帯電話
業務無線 (●●●MHz)
アマチュア無線 (●●●MHz)
- (2) クラブ旗、レース旗



- 8 使用船舶
本部艇、警戒船、ヨットレース参加艇の隻数及び参加人員は、確定後、使用船舶一覧表を送付します。
- 9 連絡先
実施本部 (責任者名、電話番号)
参加艇等 (船名、責任者名、電話番号)
- 10 添付資料
 - ① 位置図
 - ② 区域図
 - ③ 実施計画書及び実施要領
 - ④ タイムスケジュール表
 - ⑤ マークブイの状況図など※ブイ等を設置する場合は、港湾管理者の水域占用許可の写し

●●工事警戒船管理運用要領（記載例）

1 目的

この要領は、(会社名) 株式会社が施工する「(工事名)」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事、作業の実施海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事、作業を円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期することを目的とする。

2 警戒船の配備

- (1) 本工事、作業の実施期間中は、●隻の警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。
 - ・会社名
 - ・船名
 - ・総トン数
 - ・乗組員数
- (3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。
 - ・配備期間
 - ・配備時間

3 警戒船の指揮系統及び通信連絡体制

3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者（以下「警戒業務管理者等」という。）

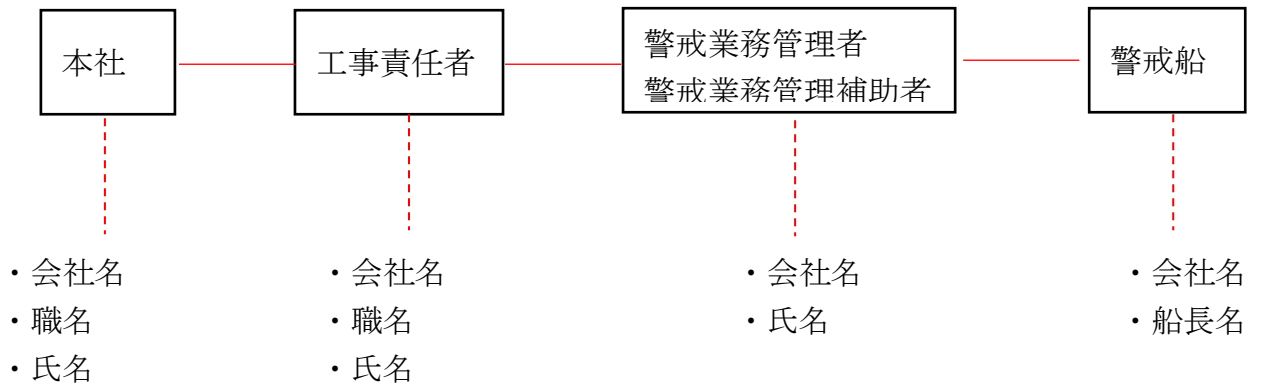
- (1) 警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者●名及び警戒業務管理補助者●名を置く。

警戒業務管理者

警戒業務管理補助者

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ・(会社名) | ・(会社名) |
| ・(氏名) | ・(氏名) |
| ・(生年月日) | ・(生年月日) |
| ・経歴（警戒船の船長、専従警戒要員又は警戒船業務管理者等としての経歴） | |
| ・管理講習受講年月日及び当該主催者名 | |

(2) 指揮系統は次のとおりとする。



3-2 警戒船の船長

警戒船の船長には、次の者を充てる。

- ・会社名
- ・船名
- ・氏名
- ・経歴（警戒船への乗船経歴）
- ・受有海技免状の種類

3-3 専従警戒要員

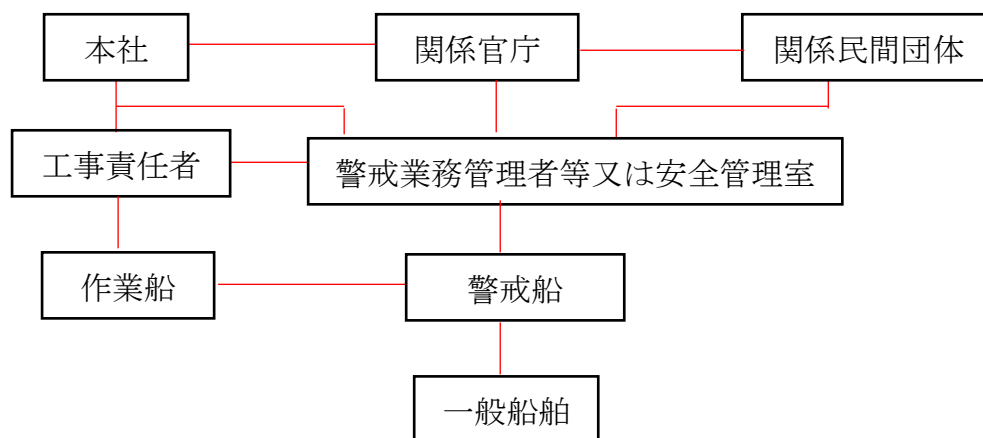
警戒船には、次のとおり専従警戒要員を●名乗船させ、警戒業務管理者等の指揮の下に船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施に当たらせる

。

- ・会社名
- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴（警戒船における警戒業務の経験年数）
- ・業務講習受講年月日及び当該講習主催者名

3-4 通信連絡体制

- (1) 警戒船実施中における警戒業務に関する通信連絡体制は次のとおりとする。



- (2) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、常時、連絡無線を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努める。

- (3) 通信連絡を行う場合の昼間、夜間の関係先電話番号、連絡方法及び警戒船の呼出名称燈は、別表のとおりとする。

4 警戒を行う区域等

警戒船が警戒を行う区域及び警戒船の配備位置は、別図-●のとおりとする。

5 警戒船の性能、設備等

- (1) 警戒船の性能は、次のとおりとする。

- ① 総トン数
- ② 最高速力
- ③ 長さ
- ④ 幅
- ⑤ 船橋における眼高

- (2) 警戒船には、次に掲げる設備等を装備する。

- ① 連絡設備
- ② 監視機材
- ③ 注意喚起器材
- ④ 表示器材

⑤ その他

6 警戒業務実施要領

6-1 警戒船の業務

警戒船の業務は、工事、作業の実施海域は付近において、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 工事、作業及び航行制限の内容に関する航行船舶等への提供すること。
- (2) 工事、作業の関係船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事、作業の実施海域に異常接近する船舶に対し注意を喚起すること。
- (4) 工事、作業の実施海域内の関連施設及び工事、作業の関係船舶に異常接近する船舶の監視を行うこと
- (5) 工事、作業の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うこと。
- (6) 工事、作業の実施に伴って発生した事故により船舶交通に危険が生じ、又は生ずる虞があるときは、人命の安全確保及び船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置を行うこと。
- (7) 工事、作業の実施海域を示す標識その他の関連施設の異常を発見した場合又は工事、作業の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合は、実施海域内の関係者にその状況を通報するとともに、警戒業務管理者等へ報告すること。

6-2 基本的留意事項

警戒船の船長及び専従警戒要員は、協力して次の事項を実施すること。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体、機関、機器等の保全並びに警戒業務に必要な研鑽及び各種訓練の実施に努めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた配置表を船内の見えやすい場所に備えつけること。
- (3) 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者等から入手した情報・指示、警戒業務の引継事項、実施概要等を記録すること。

6-3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船の船長は、警戒業務管理者等を通じ、次の情報を入手すること。

- (1) 工事、作業の状況
- (2) 作業船等の運航計画
- (3) 気象通報
- (4) その他必要な事項

6-4 警戒業務実施中における遵守事項

- (1) 警戒船の立場は、工事、作業の情報を伝達する等一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航行上の優先権を有するものではないことに留意すること。
- (2) 警戒船の船長は、海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保すること。
- (3) 警戒船の船長は、操縦者及び専従警戒要員を常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して、工事、作業の実施海域に異常接近する虞のある船舶の動向を早期に把握すること。
- (4) 警戒船の船長は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒を行う区域を離れないこと。
- (5) 警戒船の船長は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近しないこと。
- (6) 警戒船の船長は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合には、その旨を警戒業務管理者等に報告し、指示を受けこれに協力すること。

6-5 一般的な工事、作業の警戒の要点

- (1) 警戒船の船長は、担当する警戒を行う区域内を適宜巡回し、航行船舶、工事、作業の関係船舶の運航状況及び航行援助施設並びに気象・海象状況に留意し、●時、●時、●時、●時に次の事項を警戒業務管理者等に報告すること。

なお、前記状況に異常を認めた場合には、その都度、警戒業務管理者等に報告する。

- ① 警戒を行う区域内の状況
- ② 標識その他の関連施設の異常の有無

- ③ 天候及び海上模様
 - ④ その他必要な事項
- (2) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事、作業の関係船舶が一般船舶の航行を妨害する虞があるとき等航行の安全上必要な場合には、警戒業務管理者等に報告するとともに、工事、作業の関係船舶の交通の整理を行うこと。
- (3) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、一般航行船舶が工事、作業の実施海域に異常接近する虞がある場合には、次の措置を講じ、事故防止に万全を期すること。

- ① 航行船舶の進路及び速力燈から判断して、工事、作業の実施海域に異常接近する虞がある場合には、直ちに当該船舶に近づき、無線、汽笛、拡声器、探照灯又は赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。
- ② 接近防止のため、必要に応じ、接近を阻止する位置に船位して注意喚起を行うこと。
- ③ 夜間にあつては、探照灯を使用して、工事、作業の実施海域を標示する灯浮標や海上作業施設を照射し、危険が迫っていることを早期に相手船に知らせること。

なお、探照灯を使用するにあつては、相手船を幻惑させないように留意すること。

- ④ 自船のみで侵入を阻止することが困難である場合には、早期に他の警戒船等の協力を求めること。
- ⑤ 侵入船舶があつた場合には、当該船舶に対し早期に工事、作業の実施海域外へ避難するよう協力を求め、必要に応じ、誘導等の措置を講ずるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者等に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書及び航跡図を作成し、警戒業務管理者等に提出すること。

- イ 船種、船名（漁場にあつては漁船登録番号）
- ロ トン数
- ハ 国籍
- ニ 仕出港及び仕向港
- ホ 船舶電話番号
- ヘ 代理店の住所、名称、電話番号
- ト 侵入の概要及び警戒船のとした措置

チ 損害の有無及び状況

リ その他参考事項

- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事、作業の実施海域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常を発見した場合には、直ちにその状況を警戒業務管理者等に報告すること。
- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、工事、作業の実施海域及び警戒を行う区域内で事故が発生した場合には、直ちに現場に急行し、配置表に基づき必要な措置を講ずるとともに、次の事項を警戒業務管理者等に報告する。

また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成して警戒業務管理者等に提出すること。

- ① 事故の種別
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 事故の概要
- ⑤ 措置の概要
- ⑥ その他参考事項

6-6 移動しながら行われる工事、作業の警戒の要点

- (1) 警戒船の船長は、原則として工事、作業の関係船舶（以下「被警戒船という。）等から指示又は要請された位置に船位して、被警戒船と連絡を保ちながら警戒に当たること。
- (2) 被警戒船等と他船とが危険な見合い関係になる虞がある場合には、直ちに相手船に近づき、無線、サイレン又は拡声器等適切な手段により、接近してくる船舶に事故防止の協力を求め、危険な見合い関係とならないように努めるとともに、直ちにその状況を被警戒船に連絡すること。
- (3) 警戒船と被警戒船の間に、他船を割り込ませないよう措置すること。

6-7 警戒船の運航中止基準等

警戒業務管理者等は、気象・海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行うこと。

なお、運航中止基準及び工事、作業中止条件は、次のとおり。

| (運航中止基準) | | | (工事中止条件) | |
|----------|-------|-------------|----------|----|
| (1) | 風速 船名 | 平均●m/sec 以上 | 平均●m/sec | 以上 |
| (2) | 波高 船名 | ●m以上 | ● | 以上 |

6-8 異常気象・海象時の措置

- (1) 警戒船が気象・海象等の事由により退避する場合の場所は、原則として工事、作業の実施海域付近とし、気象・海象等が回復次第、警戒を行う区域に復帰すること。
- (2) 警戒業務管理者等が気象・海象等の状況を勘案して待機を命じる場合の待機場所は、その都度指定するが、原則として別図-●に示す海域とする。
- (3) 警戒船の船長は、荒天のため待機し、及び気象・海象等が回復により復帰したときは、警戒業務管理者等に報告すること。
- (4) 警戒船の船長は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることがないよう泊地を選定すること。
- (5) 警戒船の船長及び専従警戒要員は、視界不良等のため、工事、作業の実施海域付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めること。

6-9 警戒船の交替等

- (1) 警戒船の船長は、交替のために基地を出港するときは、その旨を警戒業務管理者等に報告し、必要な指示を受けること。
- (2) 警戒船の船長は、燃料及び清水等の補給若しくは機関故障等のために業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者等に方向すること。
- (3) 警戒船の船長は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒を行う区域を離れないこと。
- (4) 引継事項は次のとおりとし、これらの確認のうえ、警戒業務記録簿の引継事項欄に記載すること。
 - ① 業務の実施状況及び今後の予定
 - ② 航行船舶の動静
 - ③ 航行援助施設の現状
 - ④ 船体・機関・機器・警戒業務実施上必要な設備・通信設備等の現状

- ⑤ 燃料及び清水等船用品等の保有状況
- ⑥ その他警戒業務実施上必要な事項
- (5) 警戒船の船長は、交替して勤務については、その旨を警戒業務管理者等に報告すること。
- (6) 警戒船が勤務を交替して基地に帰投したときには、専従警戒要員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報（別添）に記載し、警戒業務管理者等に報告すること。

7 警戒船の管理運用体制

7-1 警戒業務管理者の職務

- (1) 警戒業務全般に係る調整に関すること。
- (2) 警戒船の運用及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- (3) 警戒業務の実施に係る警戒船及び関係海上保安官署との連絡に関すること。
- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事、作業の内容に関すること。
- (5) 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- (6) その他警戒業務の実施に係る必要な事項に関すること。

7-2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

7-3 警戒業務の管理

- (1) 警戒業務管理者等は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示すること。
- (2) 前項の運用計画においては、次の事項を明確にすること。
 - ① 警戒船の行動に関すること。
 - ② 燃料及び清水等の補給に関すること。
 - ③ 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
 - ④ 特殊作業等に関すること。
 - ⑤ 乗組員の研修・訓練に関すること。
 - ⑥ その他必要な事項

- (3) 警戒業務管理者等は、休暇等の事由により警戒業務管理者としての職務を行うことが出来ない場合における当該業務の代行者を予め警戒業務管理補助者の中から指名しておくこと。
- (4) 警戒業務管理者等は、警戒船の警戒業務に従事している間は、警戒船が行う業務の実施状況を把握できる事務所に自ら勤務するか又は代行者を勤務させること。
- (5) 警戒業務管理者等は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織（以下「工事関係者」という。）との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けた場合はそれを警戒船に提供すること。また、警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報、警戒を行う区域内で発生した事故に関する情報及び巡回中に発見した工事、作業等関連施設の異常に関する情報を受けた場合は、速やかに人命救助、応急措置等必要な指示をするとともに、工事関係者及び海上保安庁等関係機関へ報告又は通報すること。
- (6) 警戒業務管理者等は、警戒船が海難救助に従事する等の緊急事態に長時間対応する場合又は緊急事態の内容により、警戒船全船が人命救助、応急措置等に対応しなければならない場合は、工事、作業に対する警戒船の確保、必要な支援の提供など警戒船全船に関する調整を図ること。

8 専従警戒要員及び警戒船乗組員の教育・訓練

- (1) 警戒業務管理者等は、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を1つの工事、作業の警戒業務開始前に1回以上実施し、その後、毎月1回以上実施すること。
- (2) 警戒業務管理者等は、本工事作業時に類似した他の工事、作業の実施海域内で発生した事故事例を調査研究し、専従警戒要員及び警戒船乗組員に対し、周知徹底を図ること。

別添 5

使用船舶及び操縦者（有資格者）一覧表（例）

| 使用船舶 | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 使用目的 | | | | |
| 船名 | | | | |
| 船舶番号 | | | | |
| 総トン数 | | | | |
| 船舶寸法 | | | | |
| 形式・能力 | | | | |
| 用途 | | | | |
| 船舶所有者 | | | | |
| 航行区域 | | | | |
| 旅客 | | | | |
| 船員 | | | | |
| その他 | | | | |
| 連絡先 | | | | |
| 計 | | | | |
| 有効期限 | | | | |
| 交付機関 | | | | |

| 操縦者（有資格者） | | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| 操縦者名 | | | | |
| 生年月日 | | | | |
| 本籍 | | | | |
| 免許種類 | | | | |
| 免許番号 | | | | |
| 交付年月日 | | | | |
| 有効期限 | | | | |
| 連絡先 | | | | |
| 備考 | | | | |

工事、作業許可申請に係る記載例

使用船舶及び操縦者（有資格者）一覧表

| 使用船舶 | | | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 使用目的 | 潜水士船 | 引船 | 警戒船 | 警戒船 |
| 船名 | ●●●丸 | 第●●丸 | ●●号 | ●●号 |
| 船舶番号 | 第●●●-●●●●●号 | 第●●●-●●●●●号 | 第●●●-●●●●●号 | 第●●●-●●●●●号 |
| 総トン数 | 7.9トン | 18トン | 4.9トン | 6.5トン |
| 船舶寸法 | 14.58m | 11.90m | 11.95m | 13.0m |
| 形式・能力 | 50ps | 600ps | 35ps | 50ps |
| 用途 | 小型兼用船 | 引船兼作業船 | 小型兼用船 | 小型兼用船 |
| 船舶所有者 | ●● ●● | ◆◆ ◆◆ | ▲▲ ▲▲ | ▲▲ ▲▲ |
| 航行区域 | 沿海 | 沿海 | 沿海 | 沿海 |
| 旅客 | ●名 | ●名 | ●名 | ●名 |
| 船員 | ●名 | ●名 | ●名 | ●名 |
| その他 | ●名 | ●名 | ●名 | ●名 |
| 連絡先 | ●●●-●●●-●●●● | ●●●-●●●-●●●● | ●●●-●●●-●●●● | ●●●-●●●-●●●● |
| 計 | ●名 | ●名 | ●名 | ●名 |
| 有効期限 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 |
| 交付機関 | 日本小型船舶検査機構 | 日本小型船舶検査機構 | 日本小型船舶検査機構 | 日本小型船舶検査機構 |

| 操縦者（有資格者） | | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 操縦者名 | ●● ●● | ◆◆ ◆◆ | ▲▲ ▲▲ | ■ ■ ■ ■ |
| 生年月日 | 昭和●●年●月●日 | 昭和●●年●月●日 | 平成●●年●月●日 | 平成●●年●月●日 |
| 本籍 | ●●県 | ●●府 | ●●県 | ●●県 |
| 免許種類 | 小型2級 | 小型1級 | 小型1級 | 小型1級 |
| 免許番号 | 第●●●●●●●●号 | 第●●●●●●●●号 | 第●●●●●●●●号 | 第●●●●●●●●号 |
| 交付年月日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 |
| 有効期限 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 | 20●●年●月●日 |
| 連絡先 | ●●●-●●●-●●●● | ●●●-●●●-●●●● | ●●●-●●●-●●●● | ●●●-●●●-●●●● |
| 備考 | 所属 ●●潜水㈱ ●●●丸船長 | 所属 ●●建設㈱ 第●●丸船長 | 所属 ●●漁協 ●●号船長 | 所属 ●●漁協 ●●号船長 |

海洋施設設置届

令和 年 月 日

第八管区海上保安本部長 殿

届出者 住 所
氏 名

印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の3第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 海洋施設の名称及び用途

名称:

用途:

2 海洋施設を管理する者の住所及び氏名

住所:

氏名:

3 海洋施設工事を開始する日及び完成する日並びに当該工事の概要

(1) 海洋施設工事を開始する日及び完成する日

(2) 当該工事の概要

4 海洋施設の設置位置

5 海洋施設における使用燃料など管理の方法

6 海洋施設における最大搭載人員

水底土砂の判定基準

| 項目 | 判定基準 |
|-----------------|--------------------------------------|
| アルキル水銀化合物 | アルキル水銀化合物に検出されないこと。 |
| 水銀又はその化合物 | 検液 1 L につき 水銀 0.005 mg 以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 検液 1 L につき カドミウム 0.1 mg 以下 |
| 鉛又はその化合物 | 検液 1 L につき 鉛 0.1 mg 以下 |
| 有機りん化合物 | 検液 1 L につき 有機りん化合物 1 mg 以下 |
| 六価クロム化合物 | 検液 1 L につき 六価クロム 0.5 mg 以下 |
| ヒ素又はその化合物 | 検液 1 L につき ヒ素 0.1 mg 以下 |
| シアン化合物 | 検液 1 L につき シアン 1 mg 以下 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検液 1 L につき ポリ塩化ビフェニル 0.03 mg 以下 |
| 銅又はその化合物 | 検液 1 L につき 銅 3 mg 以下 |
| 亜鉛又はその化合物 | 検液 1 L につき 亜鉛 2 mg 以下 |
| フッ素化合物 | 検液 1 L につき フッ素 15 mg 以下 |
| トリクロロエチレン | 検液 1 L につき トリクロロエチレン 0.3 mg 以下 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1 L につき テトラクロロエチレン 0.1 mg 以下 |
| ベリリウム又はその化合物 | 検液 1 L につき ベリリウム 2.5 mg 以下 |
| クロム又はその化合物 | 検液 1 L につき クロム 2 mg 以下 |
| ニッケル又はその化合物 | 検液 1 L につき ニッケル 1.2 mg 以下 |
| バナジウム又はその化合物 | 検液 1 L につき バナジウム 1.5 mg 以下 |
| 有機塩素化合物 | 試料 1 kg につき 塩素 40 mg 以下 |
| ジクロロメタン | 検液 1 L につき ジクロロメタン 0.2 mg 以下 |
| 四塩化炭素 | 検液 1 L につき 四塩化炭素 0.02 mg 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1 L につき 1,2-ジクロロエタン 0.2 mg 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1 L につき 1,1-ジクロロエチレン 1 mg 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1 L につき シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1 L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg 以下 |
| チラウム | 検液 1 L につき チラウム 0.06 mg 以下 |
| シマジン | 検液 1 L につき シマジン 0.03 mg 以下 |
| チオベンカルブ | 検液 1 L につき チオベンカルブ 0.2 mg 以下 |
| ベンゼン | 検液 1 L につき ベンゼン 0.1 mg 以下 |
| セレン又はその化合物 | 検液 1 L につき セレン 0.1 mg 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1 L につき 1,4-ジオキサン 0.5 mg 以下 |
| ダイオキシン類 | 検液 1 L につき ダイオキシン類 10pg-TEQ 以下 |

注) ダイオキシン類の基準値の「TEQ」とは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値であることを示す。

出典：海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に提出しようとする金属類を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令

(昭和48年2月17日 総理府令第6号)

記入例)

水路測量許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇〇管区海上保安本部長 殿

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名又は名称：〇〇県港湾局長

〇〇 太郎

水路業務法第六条の規定により、下記のとおり水路測量の許可を申請します。

記

- 1 目的 〇〇港〇〇区〇〇埠頭〇号岸壁（－8.5 m）の完成に伴う竣工確認
- 2 区域 〇〇港〇〇区
- 3 水路測量標の設置の有無 なし
- 4 事項
 - 灯台その他の物標の標高
 - 可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ
 - 干出する岩その他の物及び干出堆の高さ
 - 水深
 - 海岸線
 - 低潮線
 - 浮標の位置
 - 底質
 - その他（ ）
- 5 測定又は調査の方法

測位はGNSSを使用し船位を測定する。水深はマルチビーム音響測深機（△△社製、〇〇型）を使用する。最低水面は〇〇による。その他詳細は実施計画書のとおり。
- 6 期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日（うち〇〇日間の予定）
- 7 成果の提出
 - 予定期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 - 形式 〇〇港深浅図（プラスチックシート、縮尺1/10,000）
- 8 水路測量を計画する機関
 - 名 称 〇〇県港湾局
 - 代表者の氏名 港湾局長 〇〇 太郎
 - 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 9 水路測量作業を行う機関
 - 名 称 〇〇〇〇測量株式会社
 - 代表者の氏名 〇〇 花子
 - 所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

水路測量作業従事者

| 氏名 | 実務略歴 | 資格 |
|-------|---------|--------------|
| 〇〇 一郎 | 水路測量30年 | 水路測量技術検定沿岸一級 |
| 〇〇 次郎 | 水路測量10年 | 水路測量技術検定沿岸一級 |
| 〇〇 三郎 | 水路測量5年 | 水路測量技術検定沿岸二級 |
- 10 備考（計画機関の担当者名等）
 - 担当者：〇〇県港湾局〇〇部〇〇課 〇〇 花子
 - TEL：（〇〇〇）〇〇〇－〇〇〇〇

